

2025

履修要綱

令和7年度

東京都市大学

大学院 情報データ科学研究科

TOKYO CITY UNIVERSITY

GRADUATE SCHOOL OF
INFORMATION AND DATA SCIENCES

2025年度

履修要綱

大学院 情報データ科学研究科

東京都市大学

目 次

■学長挨拶	1
■大学概要	2
■沿 革	4
■学年暦	6
■東京都市大学大学院学則	8
■関係規程	22
 大学院 情報データ科学研究科	 41
■人材の養成及び教育研究上の目的	43
■ディプロマポリシー（学位授与に関する方針）	44
■カリキュラムポリシー（教育課程の編成方針）	45
■学位授与資格認定における審査基準	46
■学位授与・課程修了の認定	48
■学位授与判定等に関する日程表	50
 情報データ科学専攻	 59
専攻について，履修上の注意事項，履修モデル	
 教育課程表	 67
博士前期課程，博士後期課程	
 関係情報	 71
■専攻・キャンパス	73
■教員組織	74
■各種様式	75

自ら学んでいくための参照資料として活用してください

学長 野城智也

本学は、博士前期課程への入学に当たって、

- 多面的かつ複合的な視点とそれに基づく論理的思考
- 未知な問題に対する強い関心とその解決に対するチャレンジ精神
- 専門的な能力者として必要なコミュニケーション力

などを求めました。晴れて、博士前期課程への入学した皆さんは、専門科目群及び共通科目群の履修、特別研究の遂行を通じて、これらの能力をさらに磨くことで、幅広く深い学識を涵養し、研究能力や高度の専門的な職業を担うための能力を培っていくことを期待します。

また、本学は、博士後期課程への進学・入学に当たっては、

- 現代社会の抱える諸問題を認識し社会の発展に貢献する意欲
- 未解決課題に対応するために自らの能力を開発する力
- 地球的視野から様々な関係者と連携しつつ諸問題の解決に取り組む能力

などを求めました。晴れて、博士後期課程への進学・入学した皆さんには、講究、特殊研究を通じて、これらに能力をさらに磨いていただくことにより、研究者として自立して研究活動を行うに足る研究能力、もしくは、高度な専門性が求められる社会の多様な方面で活躍し得る高い研究能力と、それらの研究能力の基礎となる豊かな学識を養っていただくことを期待します。

本学大学院は、こうした能力構築をしていくための、様々な機会を提供します。しかし、本学大学院の役割は、あくまで大学院生の皆さんの併走者であり、皆さんが主役であるということを是非忘れないでください。大学院で専門性を極めれば極めるほど、教えてもらえることよりも、自ら学び、考え、あれこれ試しながら、何らかの新たな知見や、何らかの新たなモノ・コトを生み出していくこと、言い換えれば創造的開拓の比重が高まっていきます。

皆さんが足を踏み入れるそれぞれの知の先端で、このような創造的開拓をしていくため、手助けとなるように本学大学院が提供する様々な学ぶ機会にかかわる情報が、この履修要綱には収められています。ここに収められた情報を活用することによって、機会を最大限に活用し、大学院生各自が、それぞれの専門的先端で、創造的開拓をしていくことを期待します。



理 念

「持続可能な社会発展をもたらすための人材育成と学術研究」

———建学の精神“公正”“自由”“自治”を活かしながら新たな発展へ

本学は、“工業教育の理想”を求める学生たちが中心となって創設された、日本においてきわめて稀な、学生の熱意が創り上げた大学です。この建学の精神は、独立自主の思い溢れる学生たちが掲げた、夢と希望のシンボルです。東京都市大学は、この優れた精神を継承しながら、“持続可能な社会発展をもたらすための人材育成と学術研究”を理念とし、新しい時代と社会の要請に応える大学へとさらなる進化を遂げていきます。

東京都市大学	TOKYO CITY UNIVERSITY UNDERGRADUATE DIVISION	入学定員	収容定員
■理工学部	FACULTY OF SCIENCE AND ENGINEERING		
機械工学科	DEPARTMENT OF MECHANICAL ENGINEERING	120	480
機械システム工学科	DEPARTMENT OF MECHANICAL SYSTEMS ENGINEERING	110	440
電気電子通信工学科	DEPARTMENT OF ELECTRICAL, ELECTRONICS AND COMMUNICATION ENGINEERING	150	600
医用工学科	DEPARTMENT OF MEDICAL ENGINEERING	60	240
応用化学科	DEPARTMENT OF APPLIED CHEMISTRY	75	300
原子力安全工学科	DEPARTMENT OF NUCLEAR SAFETY ENGINEERING	45	180
自然科学科	DEPARTMENT OF NATURAL SCIENCES	60	240
		620	2,480
■建築都市デザイン学部	FACULTY OF ARCHITECTURE AND URBAN DESIGN		
建築学科	DEPARTMENT OF ARCHITECTURE	120	480
都市工学科	DEPARTMENT OF URBAN AND CIVIL ENGINEERING	100	400
		220	880
■情報工学部	FACULTY OF INFORMATION TECHNOLOGY		
情報科学科	DEPARTMENT OF COMPUTER SCIENCE	100	400
知能情報工学科	DEPARTMENT OF INTELLIGENT SYSTEMS	80	320
		180	720
■環境学部	FACULTY OF ENVIRONMENTAL STUDIES		
環境創生学科	DEPARTMENT OF RESTORATION ECOLOGY AND BUILT ENVIRONMENT	90	360
環境経営システム学科	DEPARTMENT OF ENVIRONMENTAL MANAGEMENT AND SUSTAINABILITY	90	360
		180	720
■メディア情報学部	FACULTY OF INFORMATICS		
社会メディア学科	DEPARTMENT OF SOCIOLOGY AND MEDIA STUDIES	90	360
情報システム学科	DEPARTMENT OF INFORMATION SYSTEMS	100	400
		190	760
■デザイン・データ科学部	FACULTY OF DESIGN AND DATA SCIENCE		
デザイン・データ科学科	DEPARTMENT OF DESIGN AND DATA SCIENCE	100	400
■都市生活学部	FACULTY OF URBAN LIFE STUDIES		
都市生活学科	DEPARTMENT OF URBAN LIFE STUDIES	160	640
■人間科学部	FACULTY OF HUMAN LIFE SCIENCES		
人間科学科	DEPARTMENT OF HUMAN LIFE SCIENCES	100	400
		1,750	7,000

■世田谷キャンパス【理工学部】【建築都市デザイン学部】【情報工学部】【都市生活学部】【人間科学部】
【総合理工学研究科】【環境情報学研究科（都市生活学専攻）】

〒158-8557 東京都世田谷区玉堤1-28-1

■横浜キャンパス【環境学部】【メディア情報学部】【デザイン・データ科学部】
【環境情報学研究科（都市生活学専攻以外の専攻）】【情報データ科学研究科】

〒224-8551 神奈川県横浜市都筑区牛久保西3-3-1

■原子力研究所〔王禅寺キャンパス〕

〒215-0013 神奈川県川崎市麻生区王禅寺971

東京都市大学 大学院	TOKYO CITY UNIVERSITY GRADUATE SCHOOL	課程	博士前期課程		博士後期課程	
		定員	入学定員	収容定員	入学定員	収容定員
■総合理工学研究科	GRADUATE SCHOOL OF INTEGRATIVE SCIENCE AND ENGINEERING		MASTER'S COURSE		DOCTOR'S COURSE	
機械専攻	MECHANICS		85	170	10	28
電気・化学専攻	ELECTRICAL ENGINEERING AND CHEMISTRY		110	220	12	32
共同原子力専攻	COOPERATIVE MAJOR IN NUCLEAR ENERGY		15	30	4	12
自然科学専攻	NATURAL SCIENCES		20	40	2	6
建築都市デザイン専攻	ARCHITECTURE AND URBAN DESIGN		90	180	12	32
情報専攻	INFORMATICS		80	160	10	28
			400	800	50	138
■環境情報学研究科	GRADUATE SCHOOL OF ENVIRONMENTAL AND INFORMATION STUDIES		MASTER'S COURSE		DOCTOR'S COURSE	
環境情報学専攻	ENVIRONMENTAL AND INFORMATION STUDIES		62	124	6	14
東京都市大学・エディスコワン大学 国際連携環境融合科学専攻	INTERNATIONAL COLLABORATIVE PROGRAM OF TRANSDISCIPLINARY SCIENCES FOR SUSTAINABILITY BETWEEN TOKYO CITY UNIVERSITY AND EDITH COWAN UNIVERSITY		5	10	-	-
都市生活学専攻	URBAN LIFE STUDIES		18	36	6	14
			85	170	12	28
■情報データ科学研究科	GRADUATE SCHOOL OF INFORMATION AND DATA SCIENCES		MASTER'S COURSE		DOCTOR'S COURSE	
情報データ科学専攻	INFORMATION AND DATA SCIENCES		20	20	5	5
			505	990	67	171

付属施設等 大学	共通教育部 FACULTY OF LIBERAL ARTS AND SCIENCES	世田谷・横浜キャンパス
大学	図書館 LIBRARY	世田谷・横浜キャンパス
大学	総合研究所 ADVANCED RESEARCH LABORATORIES	世田谷キャンパス
大学	情報基盤センター INFORMATION TECHNOLOGY CENTER	世田谷・横浜キャンパス
理工学部	原子力研究所 ATOMIC ENERGY RESEARCH LABORATORY	王禅寺キャンパス

沿 革

東京都市大学は、昭和4年に創設された武蔵高等工科学校をその母体として発展してきたもので、その沿革は次の通りである。昭和24年に学制改革により武蔵工業大学に昇格した本学は、公正・自由・自治を建学の精神とし、実学の充実に力点を置いた教育と、実践的かつ先駆的な研究活動で、わが国の工業教育に尽瘁してきた。平成21年には東京都市大学と改称し、「持続可能な社会発展をもたらすための人材育成と学術研究」を理念とした、科学技術から生活福祉までの幅広い領域を網羅する大学として現在に至っている。

昭和 4年 9月	□武蔵高等工科学校として創設 □電気工学科、土木工学科、建築工学科の3学科を開設
昭和 5年 4月	□建築工学科を建築学科と改称
昭和 9年 4月	□機械工学科を増設、計4学科となる
昭和17年 4月	□実業学校令、専門学校令による武蔵高等工業学校を開設 □機械工学科、電気工学科、土木工学科、建築工学科の4学科を設置
昭和19年 4月	□武蔵工業専門学校と改称 □機械科、電気科、建築科、土木科とし、同時に電気通信科を増設、計5科となる
昭和24年 4月	□武蔵工業大学に昇格 □工学部機械工学科、電気工学科、建設工学科の3学科を設置 □学長に赤野正信が就任
昭和25年 4月	□短期大学部機械科、電気科、建設科の3科を併設
昭和27年 4月	□学長に荒川大太郎が就任
昭和29年11月	□理事長に五島慶太が就任
昭和30年 5月	□学長に元東京工業大学長・大阪帝国大学総長工学博士八木秀次が就任
同 6月	□学校法人東横学園を合併して学校法人名を五島育英会と改称
昭和32年 4月	□工学部に電気通信工学科を増設、建設工学科を建築工学科、土木工学科に分離し、工学部は計5学科となる
昭和34年 4月	□工学部に生産機械工学科、経営工学科を増設、工学部は計7学科となる
同 9月	□理事長に五島昇が就任
昭和35年 4月	□原子力研究所発足 □学長に前静岡大学長工学博士山田良之助が就任
同 10月	□工学部建築工学科を建築学科と改称
昭和39年 9月	□五島育英会々長に五島昇が就任 □理事長に唐沢俊樹が就任
昭和40年 4月	□工学部機械工学科と生産機械工学科を合併、新たに機械工学科とし、工学部は計6学科となる
昭和41年 4月	□大学院工学研究科修士課程機械工学専攻、生産機械工学専攻、電気工学専攻、建築学専攻の4専攻を開設
昭和42年 5月	□理事長に星野直樹が就任
昭和43年 3月	□短期大学部を廃止
同 4月	□大学院工学研究科修士後期課程機械工学専攻、生産機械工学専攻、電気工学専攻、建築学専攻の4専攻を開設
昭和44年 4月	□工学部電気通信工学科を電子通信工学科と改称
昭和47年 4月	□大学院工学研究科修士課程に土木工学専攻を増設、大学院工学研究科修士課程は計5専攻となる
昭和49年 3月	□理事長に曾福益が就任
昭和53年 3月	□学長に東京大学名誉教授工学博士石川馨が就任
昭和54年10月	□創立50周年 □情報処理センター発足
昭和55年 6月	□理事長に五島昇が就任
昭和56年 4月	□大学院工学研究科修士後期課程に土木工学専攻を増設、大学院工学研究科修士後期課程は計5専攻となる □大学院工学研究科修士課程に経営工学専攻、原子力工学専攻を増設、大学院工学研究科修士課程は計7専攻となる
同 6月	□会長に五島昇が就任 □理事長に山田秀介が就任
昭和60年 4月	□工学部電気工学科を電気電子工学科と改称
平成元年 9月	□学長に本学教授工学博士古浜庄一が就任
平成 4年 4月	□水素エネルギー研究センター発足
平成 6年 5月	□理事長に堀江音太郎が就任
平成 9年 4月	□環境情報学部環境情報学科を開設、大学は計2学部となる □工学部に機械システム工学科、電子情報工学科、エネルギー基礎工学科を増設、工学部は計9学科となる □情報メディアセンター発足
平成10年 9月	□学長に東京大学名誉教授・埼玉大学名誉教授工学博士堀川清司が就任
同 10月	□環境情報学部が国際規格「環境マネジメントシステムISO 14001」の認証を取得
平成11年 4月	□エネルギー環境技術開発センター発足
平成12年 4月	□産官学交流センター発足
同 5月	□理事長に秋山壽が就任
平成13年 4月	□大学院環境情報学研究科修士課程環境情報学専攻を開設、大学院は計2研究科となる □大学院工学研究科修士課程及び修士後期課程生産機械工学専攻を機械システム工学専攻と改称
平成14年 4月	□大学院工学研究科修士課程及び修士後期課程土木工学専攻を都市基盤工学専攻と改称、大学院工学研究科修士課程原子力工学専攻をエネルギー量子工学専攻と改称 □工学部土木工学科を都市基盤工学科、経営工学科をシステム情報工学科とそれぞれ改称 □環境情報学部情報メディア学科を増設、環境情報学部は計2学科となる □生涯学習センター発足
平成15年 3月	□14号館（サクラセンター＃14（新体育館・食堂））完成
平成15年 4月	□大学院工学研究科修士後期課程にエネルギー量子工学専攻を増設、大学院工学研究科修士後期課程は計6専攻となる □工学部電気電子工学科を電気電子情報工学科、電子情報工学科をコンピュータ・メディア工学科、エネルギー基礎工学科を環境エネルギー工学科とそれぞれ改称
同 5月	□理事長に山口裕啓が就任
平成16年 4月	□総合研究所発足

同	9月	□学長に本学教授工学博士中村英夫が就任
同	10月	□創立75周年 □9号館（新図書館）完成
平成17年	4月	□大学院環境情報学研究科博士後期課程環境情報学専攻を開設
平成18年	4月	□大学院工学研究科修士課程経営工学専攻の学生募集を停止，修士課程及び博士後期課程にシステム情報工学専攻を開設 □大学院全専攻に博士後期課程が設置されたため修士課程の呼称を博士前期課程に変更，大学院博士後期課程及び博士前期課程は計2研究科・8専攻となる
同	8月	□4号館（新建築学科棟）完成
平成19年	4月	□知識工学部情報科学科，情報ネットワーク工学科，応用情報工学科の3学科を開設，大学は計3学部となる □工学部に生体医工学科を増設，工学部の電子通信工学科，コンピュータ・メディア工学科，システム情報工学科の学生募集を停止，電気電子情報工学科を電気電子工学科，都市基盤工学科を都市工学科とそれぞれ改称，工学部は計7学科となる
同	12月	□室蘭工業大学と包括連携協定を締結
平成20年	3月	□昭和大学，多摩美術大学と包括連携協定を締結
同	4月	□工学部に原子力安全工学科を増設，工学部は計8学科となる □工学部環境エネルギー工学科をエネルギー化学科と改称
平成21年	4月	□同一法人内の東横学園女子短期大学と統合し，大学名称を東京都市大学と改称 □都市生活学部都市生活学科，人間科学部児童学科を開設，大学は計5学部となる □大学院工学研究科博士後期課程及び博士前期課程電気工学専攻の学生募集を停止，電気電子工学専攻，生体医工学専攻，情報工学専攻を開設，大学院工学研究科博士後期課程及び博士前期課程は計9専攻となる □知識工学部に自然科学科を増設，応用情報工学科を経営システム工学科と改称，知識工学部は計4学科となる
同	6月	□2号館（生体医工学科棟）完成
平成22年	4月	□大学院工学研究科博士後期課程及び博士前期課程エネルギー量子工学専攻の学生募集を停止，エネルギー化学専攻を開設，共同原子力専攻を早稲田大学と共同で開設，大学院工学研究科博士後期課程及び博士前期課程は計10専攻となる
平成23年	4月	□大学院工学研究科博士後期課程及び博士前期課程都市基盤工学専攻を都市工学専攻と改称 □工学部及び知識工学部の情報処理センター，環境情報学部の情報メディアセンターを改編し，情報基盤センター発足
平成23年	5月	□理事長に安達功が就任
平成24年	4月	□共通教育部を設置
平成25年	4月	□大学院環境情報学研究科に修士課程都市生活学専攻を増設，大学院博士前期課程の呼称を修士課程に変更 □環境情報学部環境情報学科及び情報メディア学科の学生募集停止，環境学部環境創生学科，環境マネジメント学科，メディア情報学部社会メディア学科，情報システム学科を新設，大学は計6学部18学科となる □工学部生体医工学科を医用工学科と改称，知識工学部情報ネットワーク工学科を情報通信工学科と改称
同	9月	□学長に東京大学名誉教授・前独立行政法人科学技術振興機構理事長 理工学博士 北澤宏一が就任
平成26年	1月	□1号館完成
平成27年	1月	□学長に本学副学長工学博士三木千壽が就任
平成30年	4月	□大学院工学研究科を総合理工学研究科と改称，博士後期課程及び修士課程機械工学専攻を機械専攻に改称，電気電子工学専攻を電気・化学専攻に改称，建築学専攻を建築・都市専攻に改称，情報工学専攻を情報専攻に改称，機械システム工学専攻，生体医工学専攻，都市工学専攻，システム情報工学専攻，エネルギー化学専攻の学生募集を停止，総合理工学研究科は計5専攻となる □6号館（研究実験棟）完成
同	5月	□理事長に高橋達が就任
平成31年	4月	□工学部電気電子工学科を電気電子通信工学科と改称，知識工学部経営システム工学科を知能情報工学科と改称，環境学部環境マネジメント学科を環境経営システム学科と改称，知識工学部情報通信工学科の学生募集停止，大学は計6学部17学科となる □国際学生寮完成
令和元年	10月	□創立90周年
令和2年	4月	□工学部を理工学部と改称，工学部建築学科及び都市工学科の学生募集停止，理工学部自然科学科を増設，理工学部は計7学科となる □知識工学部を情報工学部と改称，知識工学部自然科学科の学生募集停止，情報工学部は計2学科となる □建築都市デザイン学部建築学科，都市工学科の2学科を開設，大学は計7学部17学科となる □大学院総合理工学研究科博士後期課程及び修士課程自然科学専攻を増設，大学院総合理工学研究科博士後期課程及び修士課程は計6専攻となる
令和3年	4月	□大学院環境情報学研究科に博士後期課程都市生活学専攻を開設，大学院修士課程の呼称を博士前期課程に変更，大学院博士後期課程及び博士前期課程は計2研究科・8専攻となる □理工学部エネルギー化学科を応用化学科と改称
同	5月	□理事長に泉康幸が就任
令和4年	1月	□7号館完成
令和5年	4月	□人間科学部児童学科を人間科学科と改称，デザイン・データ科学部デザイン・データ科学科を開設，大学は8学部18学科となる
令和6年	1月	□学長に本学教授工学博士野城智也が就任
同	4月	□総合理工学研究科建築・都市専攻を建築都市デザイン専攻と改称 □大学院環境情報学研究科に東京都市大学・エディスコワン大学国際連携環境融合科学専攻 博士前期課程を開設，環境情報学研究科は計3専攻となる
同	5月	□理事長に渡邊功が就任
同	8月	□10号館完成
令和7年	9月	□大学院情報データ科学研究科博士前期課程及び博士後期課程情報データ科学専攻を開設，大学院は計3研究科となる

2025年度 学年暦

- ◆下表の白抜き部分が授業開講日です。
- ◆入試は全て予定であり、2026年度「入試大綱」の決定に基づき変更になる場合があります。
- ◆本学年暦は、学則第22条第2項の規定に基づくクォーター制の導入を示すものであるとともに、同条第3項の規定に伴う各クォーターの始期及び終期を定めるものです。

2025年度 前期							
	月	火	水	木	金	土	日
4月		1	入学式	オリエンテーション			6
	Wセミナー	フレッシュヤーズ キャンプ		10	11	12	13
	14	15	16	17	18	19	20
	21	22	23	24	25	26	27
	28	祝日 授業日	30	1	2	3 祝日	4 祝日
5月	5 祝日	6 振替休日	7	8 PM体育祭	9 体育祭	10	11
	12	13	14	15	16	17	18
	19	20	21	22	23	24	25
	26	27	28	29	30	31	※休校 振替日
6月	2	3	振替 休校	5 試験	6 試験	7 試験	試験 予備日
	9	10	11	12	13	14	15
	16	17	18	19	20	21	22
	23	24	25	26	27	28	29
	30	1	2	3	4	5	6
7月	7	8	9	10	11	12	13
	14	15	16	17	18	19	※休校 振替日
	祝日 授業日	22	23	24	25	26	試験 予備日
	28 試験	29 試験	30 試験	31 試験	1 試験	2	3
8月	4	5	6	7	8	9	10
	11 祝日	12	13	14	15	16	17
	18	19	20	21	22	23	24
	25	26	27	28	29	30	31
9月	1	2	3	4	5	6	7
	8	9	10	11	12	13 準備日	横浜祭
	横浜祭 祝日	16 片付日	17	18	後期オリ エンテー ション	入学式 授与式	

祝日授業日一覧	
祝日だが授業(試験・行事)を実施	振替休校日
4月29日(火)	6月4日(水)
7月21日(月)	10月14日(火)
9月23日(火)	10月31日(金)
10月17日(金)	11月5日(水)
11月24日(月)	11月6日(木)

2025年度 後期							
	月	火	水	木	金	土	日
9月							21
	22	祝日 授業日	24	25	26	27	28
	29	30	1	2	3	4	5
10月	6	7	8	9	10	11	12
	13 祝日	振替 休校	15	16	創立 記念日 授業日	18	19
	20	21	22	23	24	25	26
11月	27	28	29	30	準備日 振替休校	世田 谷祭	
	片付日 祝日	4	振替 休校	振替 休校	7	8	※休校 振替日
	10	11	12	13	14	15	試験 予備日
12月	17	18 試験	19 試験	20 試験	21	22	23 祝日
	祝日 授業日	25	26	27	28	29	30
	1	2	3	4	5	6	7
2026 1月	8	9	10	11	12	13	14
	15	16	17	18	19	20	21
	22	23	24	25	26	27	28
2月	29	30	31	1	2	3	4
	5	6	7	8	9	10	※休校 振替日
	12 祝日	13	14	15	16	共通 テスト	
3月	19	20	21	22	23	24	試験 予備日
	26	27 試験	28 試験	29 試験	30 試験	31 試験	1
	2	3	4	5	6	7	8
2月	9	10	11 祝日	12	13	14	15
	16	17	18	19	20	21	22
	23 祝日	24	25	26	27	28	1
3月	2	3	4	5	6	7	8
	9	10	11	12	13	14	15
	16	17	18	学位 授与式	20 祝日	21	22
3月	23	24	25	26	27	28	29
	30	31					

祝日授業日

祝日だが授業を行う日があり、その振替で休校とする日があります。

※休校振替日

台風等で休校が発生し振替が必要な場合に、授業を行う予備日です。

	学部	大学院	主要行事	日程
前期	全学		年度開始	4月1日(火)
	全学		入学式	4月2日(水)
	全学		前期オリエンテーション	4月3日(木)～4月5日(土)
	横浜キャンパス		学生定例健康診断	4月1日(火)～4月4日(金)
	世田谷キャンパス		学生定例健康診断	4月4日(金)～4月14日(月)
	全1年	—	ウォーミングアップセミナー	4月7日(月)
	全1年	—	フレッシュヤーズ・キャンプ：休講	4月8日(火)、4月9日(水)
	全学		前期履修登録期間	4月14日(月)～4月16日(水)
	—	院全学※	学位論文主題等届出締切日 ※対象：博士前2年次・博士後5年次	4月18日(金)
	全学		履修確認期間	4月22日(火)、4月23日(水)
	全学		体育祭	5月8日(木)、5月9日(金)
	全学		前期前半末試験(前期前半でクォーター開講する授業の試験)	6月5日(木)～6月7日(土) ※6月8日(日)は試験予備日とする
	全学		オープンキャンパス(オンライン入試説明会)	6月8日(日)
	—	入試	大学院入学試験(A日程)／総合理工学研究科	6月11日(水)
	—	入試	大学院入学試験(A日程・後学期Ⅱ期入試)／環境情報学研究科	6月11日(水)
	—	入試	大学院入学試験(A日程・後学期Ⅱ期入試)／情報データ科学研究科	6月11日(水)
	全学		前期後半開講科目履修変更期間	6月12日(木)、6月13日(金)
	全学		OPEN MISSION	6月15日(日)
	—	入試	大学院入学試験(後学期Ⅱ期入試)／総合理工学研究科	6月20日(金)、6月21日(土)
	全学		前期末試験	7月28日(月)～8月1日(金) ※7月27日(日)は試験予備日とする
	全学		夏期休業	8月2日(土)～9月20日(土)
	全学		オープンキャンパス	8月3日(日)、8月4日(月)
	全学		OPEN MISSION	8月5日(火)
	全学	—	転学部・転学科試験	詳細は決まり次第ポータルサイトでお知らせします
	—	入試	大学院入学試験(B日程)／総合理工学研究科	8月27日(水)～8月29日(金)
	—	入試	大学院入学試験(B日程)／環境情報学研究科	8月28日(木)
	—	入試	大学院入学試験(B日程)／情報データ科学研究科	8月28日(木)
後期	全学 (横浜キャンパス)		東京都市大学横浜祭／オープンキャンパス	9月14日(日)、9月15日(月)
			東京都市大学横浜祭片付日	9月16日(火)
	全学		後期オリエンテーション	9月19日(金)
	全学		後学期入学式／学位授与式	9月20日(土)
	全学		後期履修登録期間	9月24日(水)～9月26日(金)
	全学		履修確認期間	10月2日(木)、10月3日(金)
	入試	—	総合型選抜(1段階選抜制)	10月4日(土)
	全学		創立記念日	10月17日(金)
	—	院環※	学位請求書・学位論文等の提出に関するガイダンス※対象：環学／博士前2年次	10月24日(金)
	入試	—	総合型選抜(2段階選抜制)等	10月25日(土)
	全学		東京都市大学世田谷祭／オープンキャンパス	11月1日(土)、11月2日(日)
	全学 (世田谷キャンパス)		東京都市大学世田谷祭片付日(振替休校)	11月3日(月)
	全学		後期前半末試験(後期前半でクォーター開講する授業の試験)	11月18日(火)～11月20日(木) ※11月16日(日)は試験予備日とする
	—	院全学※	学位論文提出締切日 ※対象：博士後5年次	11月21日(金)
	入試	—	学校推薦型選抜等	11月22日(土)
	全学		後期後半開講科目履修変更期間	11月26日(水)、11月27日(木)
	入試	—	特別選抜・編入学試験等	12月6日(土)
	全学		冬期休業	12月26日(金)～1月9日(金)
	入試	—	大学入学共通テスト：休講	1月17日(土)、1月18日(日)
	—	院全学※	学位請求書・学位論文等提出締切日 ※対象：博士前2年次・博士後5年次	1月22日(木)
	全学		学年末試験	1月27日(火)～1月31日(土) ※1月25日(日)は試験予備日とする
	全学		春期休業	2月1日(日)～3月31日(火)
	入試	—	一般選抜(前期)	2月1日(日)～2月3日(火)
	入試	—	一般選抜(前期理工系探究型)等	2月4日(水)
	—	入試	大学院入学試験(C日程)／総合理工学研究科	2月13日(金)、2月16日(月)、2月17日(火)
	—	入試	大学院入学試験(C日程)／環境情報学研究科	2月16日(月)
	—	入試	大学院入学試験(C日程)／情報データ科学研究科	2月16日(月)
	入試	—	一般選抜(中期)	2月20日(金)
	入試	—	一般選抜(後期)	3月4日(水)
	入試	—	共通テスト利用入試(後期)	3月4日(水)
	全学		学位授与(博士・修士・学士)資格認定者発表日	3月12日(木)
	全学		学位授与式	3月19日(木)
	全学		年度終了	3月31日(火)

東京都市大学大学院学則

第1章 総則

(目的)

第1条 本大学院は、学術の理論及び応用を教授研究し、その深奥をきわめ、又は高度の専門性が求められる職業を担うための深い学識及び卓越した能力を培い、文化の進展に寄与することを目的とする。

(自己点検及び評価)

第1条の2 本大学院は、前条の目的及び社会的使命を達成するため、教育研究活動等の状況について自ら点検及び評価を行い、その結果を公表するものとする。

2 前項の点検及び評価に関する事項は、別に定める。

(認証評価)

第1条の3 本大学院は、前条の措置に加え、本大学院の教育研究活動等の総合的な状況について、政令で定める期間ごとに、認証評価機関による評価を受けるものとする。

2 本大学院は、前条の点検及び評価の結果並びに前項の評価の結果を踏まえ、教育研究活動等について不断の見直しを行うことにより、その水準の向上を図るものとする。

(構成)

第2条 本大学院に、次の研究科を置く。

総合理工学研究科

環境情報学研究科

情報データ科学研究科

2 各研究科に博士課程を置き、前期2年及び後期3年の課程に区分し、前期2年の課程は、これを修士課程として取り扱うものとする。

(人材養成及び教育研究上の目的)

第3条 第1条を実現するため、人材の養成及び教育研究上の目的を別表のとおり定める。

(3つのポリシー)

第3条の2 本大学院は、以下の方針を一貫性あるものとして策定し、公表するものとする。

(1) 修了の認定に関する方針

(2) 教育課程の編成及び実施に関する方針

(3) 入学者の受入れに関する方針

2 前項の方針は、別に定める。

(専攻及び課程)

第4条 各研究科に次の専攻及び課程を置く。

研究科名	専攻名	課程名	
総合理工学研究科	機械専攻	博士前期課程	博士後期課程
	電気・化学専攻		
	共同原子力専攻		
	自然科学専攻		
	建築都市デザイン専攻		
	情報専攻		
環境情報学研究科	環境情報学専攻	—	—
	東京都市大学・エディスコワン		
	大学国際連携環境融合科学専攻		
情報データ科学研究科	都市生活学専攻	—	博士後期課程
	情報データ科学専攻		

- 2 総合理工学研究科共同原子力専攻は、早稲田大学と共同教育課程を編成する専攻とする。
- 3 環境情報学研究科東京都市大学・エディスコワン大学国際連携環境融合科学専攻は、エディスコワン大学と国際連携教育課程を編成する専攻とする。

(収容定員)

第5条 各研究科の収容定員は、次のとおりとする。

研究科名	専攻名	課程	博士前期課程		博士後期課程	
		定員	入学定員	収容定員	入学定員	収容定員
総合理工学研究科	機械専攻		85	170	10	30
	電気・化学専攻		110	220	12	36
	共同原子力専攻		15	30	4	12
	自然科学専攻		20	40	2	6
	建築都市デザイン専攻		90	180	12	36
	情報専攻		80	160	10	30
	計		400	800	50	150
環境情報学研究科	環境情報学専攻		62	124	6	18
	東京都市大学・エディスコワン大学国際連携環境融合科学専攻		5	10	—	—
	都市生活学専攻		18	36	6	18
	計		85	170	12	36
情報データ科学研究科	情報データ科学専攻		20	40	5	15
合 計			505	1,010	67	201

(修業年限及び在学年限)

- 第6条** 修業年限は、博士前期課程にあつては2年とし、博士後期課程にあつては、博士前期課程を修了したのち3年とする。ただし、博士前期課程において優れた業績を上げた者については、1年以上の在学で足りるものとする。また、博士後期課程において優れた研究業績を上げた者については、博士前期課程と博士後期課程を合わせて3年以上の在学で足りるものとする。
- 2 第32条第2項第2号から第7号までに規定する入学資格により博士後期課程に入学した者の修業年限は3年とする。ただし、在学期間において優れた研究業績を上げた者については、1年以上の在学で足りるものとする。
 - 3 本大学院には、博士前期課程にあつては4年を超えて、博士後期課程にあつては6年を超えて在学することができない。

第2章 教育研究実施組織

(研究科長)

- 第7条** 本大学院に、総合理工学研究科長、環境情報学研究科長及び情報データ科学研究科長を置く。
- 2 各研究科長に関する規程は、別に定める。

(教員)

- 第8条** 本大学院における教員は、本大学に所属する教授、准教授、講師及び助教とする。
- 2 教員の資格基準、資格審査及び教育研究実施組織に関し、必要な事項は、別に定める。

第3章 研究科委員会及び大学協議会

(研究科委員会)

- 第9条** 本大学院に、総合理工学研究科委員会、環境情報学研究科委員会及び情報データ科学研究科委員会を置く。
- 2 各研究科長は、当該研究科委員会を招集し、その議長となる。
 - 3 各研究科委員会の運営に関する規程は、別に定める。

(大学協議会)

第9条の2 学長の求めに応じ、本大学院の運営に関する重要事項は、東京都市大学学則第12条に定める大学協議会において審議するものとする。

(審議事項)

第10条 研究科委員会は、学長が次に掲げる当該研究科に係わる事項について決定を行うに当たり審議し、意見を述べる。

(1) 学生の入学及び課程の修了に関する事項

(2) 学位の授与に関する事項

(3) その他教育研究に関する重要な事項で、学長が研究科委員会の意見を聴くことが必要であると認めるもの。

2 研究科委員会は、前項に規定するもののほか、当該研究科の教育研究に関する事項について審議し、学長及び研究科長の求めに応じ、意見を述べるができる。

第4章 教育課程及び履修方法

(教育課程、授業科目及び単位)

第11条 第3条の2に定める修了の認定に関する方針並びに教育課程の編成及び実施に関する方針に基づき、体系的に編成した各研究科各専攻の教育課程、授業科目及び単位数は、別表のとおりとする。

2 前項の単位数を定めるに当たっては、1単位の授業科目を45時間の学修を必要とする内容をもって構成することを標準とし、授業の方法に応じ、当該授業による教育効果、授業時間外に必要な学修等を考慮して、おおむね15時間から45時間までの範囲で本大学院が定める時間の授業をもって1単位として単位数を計算するものとする。

3 前項の規定にかかわらず、特別研究、特殊研究等の授業科目については、これらの学修の成果を評価して単位を与えることが適切と認められる場合には、これらに必要な学修等を考慮して、単位数を定めることができる。

(各授業科目の授業期間)

第11条の2 各授業科目の授業は、十分な教育効果を上げることができるよう、8週、10週、15週その他本大学院が定める適切な期間を単位として行うものとする。

(特別の課程)

第11条の3 本大学院は、本大学院の学生以外の者を対象とした特別の課程を編成することができる。

2 特別の課程の編成に関する事項は、別に定める。

(履修上の要件)

第12条 学生は、博士前期課程にあつては30単位以上を修得し、かつ必要な教育・研究指導を受けた上、本大学院の行う修士論文の審査及び最終試験を受けなければならない。

2 前項の規定において、各専攻で修士論文の提出に代えて特定課題研究報告書の提出を認められた者にあつては、30単位以上を修得し、かつ必要な研究指導を受けた上、本大学院の行う特定の課題についての研究成果等の審査及び最終試験を受けなければならない。

3 博士後期課程にあつては24単位以上を修得し、かつ必要な研究指導を受けた上、本大学院の行う博士論文の審査及び最終試験を受けなければならない。

4 前項の規定にかかわらず、総合理工学研究科共同原子力専攻博士後期課程にあつては必要な研究指導を受けた上、本大学院の行う博士論文の審査及び最終試験を受けなければならない。

(教育方法の特例)

第12条の2 教育上特別の必要があると認められる場合には、夜間その他特定の時間又は時期において授業又は研究指導を行う等の適当な方法により教育を行うことができる。

(履修科目)

第13条 学生は、入学の際、履修しようとする主要科目を選定しなければならない。

2 履修方法その他必要な事項は、別に定める。

(教育職員の免許状)

第14条 教育職員免許状の資格を得ようとする者は、教育職員免許法及び同法施行規則に定められている所定の単位を修得しなければならない。

2 前項に定める免許状の種類は、次のとおりとする。

研 究 科	専 攻	免許状の種類 (教科)
総合理工学研究科	機械専攻	中学校教諭専修免許状 (技術) 高等学校教諭専修免許状 (工業)
	電気・化学専攻	高等学校教諭専修免許状 (理科) 高等学校教諭専修免許状 (工業)
	共同原子力専攻	中学校教諭専修免許状 (理科) 高等学校教諭専修免許状 (理科)
	自然科学専攻	中学校教諭専修免許状 (理科) 高等学校教諭専修免許状 (理科)
	情報専攻	高等学校教諭専修免許状 (情報)

3 教科及び教職に関する科目の履修方法は、別に定める。

(科目の履修届出)

第15条 学生は、履修しようとする授業科目について、当該指導教員の承認を経て、所定の期日までに事務部門に届け出なければならない。

(他の科目の履修)

第16条 指導教員が必要と認めた場合には、博士前期課程にあつては、博士前期課程の授業科目のほか、本大学学部 of 授業科目を指定して履修させることができる。

2 他の研究科における授業科目を履修し、修得した単位のうち、指導教員が教育上有益と認めた場合、15単位を超えない範囲で認定することができる。

3 他の大学院(外国の大学院を含む)における授業科目を科目履修し修得した単位のうち、指導教員が教育上有益と認めた場合、前項と合わせて15単位を超えない範囲で認定することができる。

4 指導教員が必要と認めた場合には、博士後期課程にあつては、博士前期課程の授業科目を指定して履修させることができる。

(既修得単位)

第16条の2 指導教員が教育上有益と認めた場合は、本大学院に入学する前に本大学院又は他の大学院(外国の大学院を含む)の科目において修得した単位(科目等履修生及び特別の課程履修生として修得した単位を含む)を、15単位を超えない範囲で認定することが出来る。

2 前項により認定した単位数と前条第2項及び第3項により認定した単位数と合わせて20単位を超えないものとする。

第5章 単位の取得、試験及び学位論文

(単位の授与)

第17条 履修した授業科目の単位は、当該授業科目の試験に合格した者に対して、第11条の定めるところによりこれを与える。

(科目試験)

第18条 履修した授業科目の試験は、所定の期間内に行う。ただし、試験の他、本大学院が定める適切な方法により学修の成果を評価することもできる。

(受験資格)

第19条 学生は、本学則及びこれに基づいて定められた規程に従って履修した授業科目についてのみ、試験を受けることができる。

(成績の評価)

第20条 授業科目の成績は、秀、優、良、可及び不可の5級に分け、秀、優、良及び可を合格とし、不可を不合格とする。

(学位論文主題・特定課題研究主題と研究計画)

第21条 学生は、博士前期課程にあつては1年以上在学し、博士後期課程にあつては2年以上在学して、学位論文の主題及びその研究計画を当該指導教員に提出し、その承認を受けなければならない。

2 第12条第2項により特定課題研究報告書の提出を認められた者にあつては、1年以上在学した上で、特定課題研究の主題及びその研究計画を当該指導教員に提出し、その承認を受けなければならない。

3 第6条第1項、第2項のただし書きに規定する該当者にあつては、適宜学位論文又は特定課題研究の主題及びその研究計画を当該指導教員に提出し、その承認を受けなければならない。

(学位論文・特定課題研究報告書の提出)

第22条 学位論文は、修士の論文若しくは特定課題研究報告書正編1部及び写2部又は博士の論文正編1部及び写4部を作成し、当該指導教員及び研究科長を経て、学長に提出するものとする。

(審査委員会)

第23条 審査委員会は、学位論文・特定課題研究報告書の審査及び最終試験を行う。

2 審査委員会は、当該学位論文・特定課題研究報告書に係る指導教員のほか、博士前期課程にあつては、研究指導又は研究指導の補助を担当することのできる当該専攻の教員2名以上、博士後期課程にあつては、同3名以上の委員をもって構成する。ただし、委員1名については、必要に応じ他専攻所属の研究指導又は研究指導の補助を担当することのできる教員に代えることができる。

3 審査委員会は、当該学位論文・特定課題研究報告書に係る指導教員が主査となる。

4 主査以外の審査委員会の委員は、研究科委員会の議を経て学長が指名する。

5 博士後期課程にあつては、第2項に定める論文指導教員以外の委員1名については、同項の規定にかかわらず必要に応じ学外者に委嘱することができる。

(学位授与の可否決定)

第24条 学位を授与するか否かの決定は、審査委員会の報告に基づき、研究科委員会の議を経て学長が行う。

第6章 課程の修了及び学位の授与

(博士前期課程の修了及び学位の授与)

第25条 博士前期課程は、第6条に規定する修業年限及び第12条に規定する博士前期課程における履修上の要件を満たし、かつ、修士論文又は特定の課題についての研究成果等の審査及び最終試験に合格したことをもって修了したものとする。

2 本大学学位規程の定めるところにより授与する修士の学位は、次のとおりとする。

研究科名	専攻名	学位(専攻分野)
総合理工学研究科	機械専攻	修士(工学)
	電気・化学専攻	修士(工学)
	共同原子力専攻	修士(工学)※
	自然科学専攻	修士(理学)
	建築都市デザイン専攻	修士(工学)
	情報専攻	修士(工学)

環境情報学研究科	環境情報学専攻	修士（環境情報学）
	東京都市大学・エディスコーワン 大学国際連携環境融合科学専攻	修士（環境学）
	都市生活学専攻	修士（都市生活学）
情報データ科学研究科	情報データ科学専攻	修士（学術）

※総合理工学研究科共同原子力専攻を修了した者には、修士（理学）の学位を授与する場合がある。

（博士後期課程の修了及び学位の授与）

第26条 博士後期課程は、第6条に規定する修業年限及び第12条に規定する博士後期課程における履修上の要件を満たし、かつ、博士論文の審査及び最終試験に合格したことをもって修了したものとする。

2 本大学学位規程の定めるところにより授与する博士の学位は、次のとおりとする。

研究科名	専攻名	学位（専攻分野）
総合理工学研究科	機械専攻	博士（工学）
	電気・化学専攻	博士（工学）
	共同原子力専攻	博士（工学）※
	自然科学専攻	博士（理学）
	建築都市デザイン専攻	博士（工学）
	情報専攻	博士（工学）
環境情報学研究科	環境情報学専攻	博士（環境情報学）
	都市生活学専攻	博士（都市生活学）
情報データ科学研究科	情報データ科学専攻	博士（学術）

※総合理工学研究科共同原子力専攻を修了した者には、博士（理学）の学位を授与する場合がある。

3 前項に規定するもののほか、本大学院が適当と認めた場合には、学位に付記する専攻分野の名称を学術とすることができる。

（論文提出による学位の授与）

第27条 本大学院博士後期課程を経ない者にも、本大学学位規程の定めるところにより、博士の学位を授与することができる。授与する博士の学位は、前条第2項及び第3項の規定を準用する。

第7章 学年及び休業

（学年）

第28条 学年は、毎年4月1日に始まり、翌年3月31日に終る。

（学期）

第29条 学年を次の2学期に分ける。

前学期 4月1日から9月20日まで

後学期 9月21日から翌年3月31日まで

（休業日）

第30条 休業日は、次のとおりとする。

- (1) 日曜日
- (2) 国民の祝日に関する法律に規定する休日
- (3) 本大学の創立記念日 10月17日
- (4) 夏期休業日 7月26日から9月20日まで
- (5) 冬期休業日 12月15日から翌年1月10日まで

2 学長は、必要に応じ、研究科委員会の議を経て、臨時に前項各号に定める休業日を変更し、又は別に休業日を定めることができる。

第8章 入学、休学、退学及び賞罰

(入学の時期)

第31条 入学の時期は、第29条に規定する前学期又は後学期の始めとする。

(入学資格)

第32条 本大学院の博士前期課程に入学できる者は、次の各号の一に該当する者とする。

- (1) 大学を卒業した者
- (2) 大学改革支援・学位授与機構により学士の学位を授与された者
- (3) 外国において学校教育における16年の課程を修了した者
- (4) 外国の学校が行う通信教育を我が国において履修することにより当該国の16年の課程を修了した者
- (5) 我が国において、外国の大学相当として指定した外国の学校の課程を修了した者
- (6) 外国の大学等において、修業年限が3年以上の課程を修了することにより、学士の学位に相当する学位を授与された者
- (7) 専修学校の専門課程(修業年限が4年以上であることその他の文部科学大臣が定める基準を満たすものに限る。)で文部科学大臣が別に指定するものを文部科学大臣が定める日以後に修了した者
- (8) 文部科学大臣の指定した者
- (9) その他本大学院において大学を卒業した者と同等以上の学力があると認めた者

2 本大学院の博士後期課程に入学できる者は、次の各号の一に該当する者とする。

- (1) 修士の学位又は専門職学位を有する者
- (2) 外国において修士の学位又は専門職学位に相当する学位を授与された者
- (3) 外国の学校が行う通信教育を我が国において履修し、修士の学位又は専門職学位に相当する学位を授与された者
- (4) 我が国において、外国の大学院相当として指定した外国の学校の課程を修了し、修士の学位や専門職学位に相当する学位を授与された者
- (5) 国際連合大学の課程を修了し、修士の学位に相当する学位を授与された者
- (6) 文部科学大臣の指定した者
- (7) その他本大学院において修士の学位又は専門職学位を有する者と同等以上の学力があると認めた者

(入学志願手続)

第33条 入学を志望する者は、指定の期間内に、入学検定料を添えて、所定の書類を提出しなければならない。

2 入学志願の手続きに関し、必要な事項は別に定める。

(入学者選抜)

第34条 入学者の選抜は、第3条の2に定める入学者の受入れに関する方針に基づき、公正かつ妥当な方法により、適切な体制を整えて行う。

2 入学者選抜に関し、必要な事項は別に定める。

(入学手続)

第35条 入学を許可された者は、所定の期日までに、別に定める入学手続きを完了しなければならない。

2 入学手続きに関し、必要な事項は別に定める。

(休学)

第36条 やむを得ない理由により長期にわたって修学することができない者は、その理由を休学願に詳記の上、各学期の始めまでに願い出て休学の許可を得なければならない。

2 休学の期間は、原則として1学期又は1学年を区分とし、当該年度限りとする。ただし、既に許可を得ている休学期間の延長を希望するときは引き続き許可するが、通算して2年を超えることはできない。

3 前2項にかかわらず、不慮の傷病等特別な事情により、連続して2ヶ月以上修学できなくなった場合、学期途中であっても証明書類を添付して休学を願い出ることができる。

4 休学期間は、在学年数に含めない。

(退学)

第37条 病気その他やむを得ない事由のため、学業を続ける見込みがない者は、その理由を退学願に詳記の上、願い出て退学することができる。

2 授業料を納入せずに退学しようとするときは、前学期は4月30日、後学期は10月20日までに願い出なければならない。

3 前項により退学した者の在籍期間は、第43条に定める授業料等を納入した学期の末日までとする。

(除籍)

第38条 次の各号の一に該当する学生があるときは、学長は当該研究科委員会の議を経て、除籍する。

(1) 所定の期日までに授業料等を納入しない者

(2) 第6条第3項に定める在学年限に及んでなお修了できない者

2 前項第1号により除籍となった者の在籍期間は、第43条に定める授業料等を納入した学期の末日までとする。

(再入学)

第39条 やむを得ない事由で退学した者が再入学を願い出たときは、定員に余裕のある場合に限り、選考の上、再入学を許可することがある。ただし第42条に規定する懲戒により退学した者については、再入学は許可しない。

(転入学)

第40条 他の大学院学生が、本大学院に転学を願い出たときは、定員に余裕のある場合に限り、選考の上、許可することがある。

(授賞)

第41条 学生で人物及び学業が優秀な者には、授賞することがある。

(懲戒)

第42条 学生で本大学院の規則に違反し、又は学生の本分に反する行為があったときは、学長は当該研究科委員会の議を経て、これを懲戒する。

2 懲戒は、譴責、停学及び退学とする。

3 懲戒に関し必要な規程は、別に定める。

第9章 入学検定料、入学金及び授業料

(授業料等)

第43条 入学検定料、入学金及び授業料の額は、別表に定める。

2 授業料は、所定の期日までに納入しなければならない。

3 一旦納入した入学検定料、入学金及び授業料は返還しない。ただし、入学手続時の授業料については、所定の期日までに入学辞退の届け出があった場合は返還することがある。

4 休学中の授業料等は、別に定める東京都市大学授業料等納入規程によるものとする。

(授業料等の減免)

第43条の2 入学金及び授業料は、学力・人物ともに優秀な学生に対し減免することがある。

2 入学金及び授業料の減免に関し、必要な事項は別に定める。

第10章 外国人留学生、科目等履修生、研究生、特別聴講学生、特別研究生及び先行履修生等

(外国人留学生)

第44条 第32条に定める入学資格を有する外国人で、本大学院に入学を志願する者があるときは、選考の上、外国人留学生として入学を許可することができる。

2 外国人留学生に関して必要な事項については、別に定める。

(科目等履修生)

第45条 本大学院博士前期課程の授業科目の履修を希望する者があるときは、学生の授業及び研究に支障のない範囲内で、選考の上、科目等履修生として入学を許可することがある。

(履修料)

第46条 科目等履修生は、別表に定める入学検定料、入学金及び履修料を納めなければならない。

(科目等履修生の証明書)

第47条 科目等履修生で、履修した科目の試験に合格した者には、第17条に定める規定を準用し、単位修得証明書を授与する。

(研究生)

第48条 修士の学位を授与された者で本大学院において研究を行うことを希望するものがあるときは、学生の指導及び研究に支障のない範囲において、選考の上、博士前期課程の研究生として在学を許可することがある。研究生は、本大学院の指定する教授等の指導を受けるものとする。

2 研究生は、別表に定める入学金及び授業料を納めなければならない。

(特別聴講学生)

第49条 本大学院において、他の大学院（外国の大学院を含む。）との協議により、当該大学院の学生に特別聴講学生として本大学院の授業科目を履修させることがある。

2 特別聴講学生に関して必要な事項については別に定める。

(特別研究生)

第49条の2 本大学院において、他の大学院（外国の大学院を含む。）との協議により、当該大学院の学生に特別研究生として本大学院の指定する教授等の指導を受けさせることがある。

2 特別研究生に関して必要な事項については別に定める。

(先行履修生)

第49条の3 大学院博士前期課程の授業科目を先行履修することができる者を、先行履修生という。

2 先行履修生に関して必要な事項については別に定める。

(規定の準用)

第50条 科目等履修生、研究生、特別聴講学生及び特別研究生については、本章に規定する場合のほかは、一般学生の規定を準用する。

(公開講座)

第50条の2 社会人の教養を高め、文化の向上に資するため、本大学院に公開講座を開設することができる。

2 公開講座に関して必要な事項については、別に定める。

第11章 国際連携専攻

(国際連携専攻の特例)

第51条 エディスコワン大学との協議により、環境情報学研究科東京都市大学・エディスコワン大学国際連携環境融合科学専攻において、本学則と異なる取扱いをする場合は、エディスコワン大学と締結する協定書等において、別に定めるものとする。

付 則（令和5年3月23日）

- この学則は、令和6年4月1日から施行する。ただし、令和5年度以前に入学した者については、従前どおりとする（一部変更（第2条、第4条、第5条、第14条、第25条、第26条、第11条別表1）、追加（第11章、第51条））。
- 令和6年度の収容定員は、第5条の規定にかかわらず、次のとおりとする。

研究科名	専攻名	課 程	博士前期課程	博士後期課程
		定 員	収容定員	収容定員
総合理工学研究科	機械専攻		145	26
	電気・化学専攻		176	28
	共同原子力専攻		30	12
	自然科学専攻		35	6
	建築都市デザイン専攻		144	28
	情報専攻		146	26
	計		676	126
環境情報学研究科	環境情報学専攻		82	10
	東京都市大学・エディスコワン大学国際連携環境融合科学専攻		5	—
	都市生活学専攻		24	10
	計		111	20
合 計			787	146

- 令和7年度の博士後期課程の収容定員は、第5条の規定にかかわらず、次のとおりとする。

研究科名	専攻名	収容定員
総合理工学研究科	機械専攻	28
	電気・化学専攻	32
	共同原子力専攻	12
	自然科学専攻	6
	建築都市デザイン専攻	32
	情報専攻	28
	計	138
環境情報学研究科	環境情報学専攻	14
	都市生活学専攻	14
	計	28
合 計		166

付 則（令和5年5月29日）

この学則は、令和6年4月1日から施行する。ただし、環境情報学研究科東京都市大学・エディスコワン大学国際連携環境融合科学専攻博士前期課程については、令和6年度に限り、従前どおりとする（一部変更（第43条別表2））。

付 則（令和6年2月22日）

この学則は、令和6年4月1日から施行する。ただし、令和5年度以前に入学した者については、従前どおりとする（一部変更（第16条の2、第11条別表1）、追加（第11条の2、第50条の2））。

付 則（令和6年3月26日）

この学則は、令和6年4月1日から施行する（一部変更（第15条））。

付 則（令和7年2月21日）

この学則は、令和7年4月1日から施行する。ただし、令和6年度以前に入学した者については、従前どおりとする（追加（第11条の2）、条の枝番号の繰り下げ（第11条の3）、一部変更（第14条、第11条別表1））。

付 則（令和6年5月28日）

- 1 この学則は、令和7年9月21日から施行する。ただし、令和6年度以前に入学した者については、従前どおりとする（一部変更（第1条、第2条、第4条、第5条、第7条、第9条、第25条、第26条、第11条別表1、第43条別表2、第3条別表5））。
- 2 情報データ科学研究科情報データ科学専攻博士前期課程の収容定員は、第5条の規定にかかわらず、令和7年度は20名とする。
- 3 情報データ科学研究科情報データ科学専攻博士後期課程の収容定員は、第5条の規定にかかわらず、令和7年度は5名、令和8年度は10名とする。

別表1 教育課程、授業科目の単位数及び授業時間数（学則第11条）

- 1－1 総合理工学研究科 教育課程表
 - 1-1① 総合理工学研究科教育課程表 博士後期課程
 - 1-1② 総合理工学研究科教育課程表 博士前期課程 総合教養科目及び総合基礎科目
 - 1-1③ 総合理工学研究科教育課程表 博士前期課程 専門基礎科目及び専門科目
- 1－2 環境情報学研究科 教育課程表
 - 1-2① 環境情報学研究科教育課程表 博士後期課程
 - 1-2② 環境情報学研究科教育課程表 環境情報学専攻及び都市生活学専攻 博士前期課程
領域及び必修科目
 - 1-2③ 環境情報学研究科教育課程表 環境情報学専攻及び都市生活学専攻 博士前期課程 授業科目
 - 1-2④ 環境情報学研究科教育課程表 東京都市大学・エディスコワン大学国際連携環境融合科学専攻
博士前期課程
- 1－3 情報データ科学研究科 教育課程表
 - 1-3① 情報データ科学研究科教育課程表 情報データ科学専攻 博士後期課程
 - 1-3② 情報データ科学研究科教育課程表 情報データ科学専攻 博士前期課程

別表2 入学検定料、入学金及び授業料（学則第43条）

科 目	研 究 科	博士前期課程	博士後期課程
入学検定料	全研究科	35,000円	35,000円
入 学 金	全研究科	240,000円	240,000円
授 業 料	総合理工学研究科	1,060,000円	1,060,000円
	環境情報学研究科 情報データ科学研究科	970,000円	970,000円

別表3 科目等履修生の入学検定料、入学金及び履修料（学則第46条）

科 目	金 額
入学検定料	12,000円
入 学 金	10,000円
履 修 料	1単位につき 12,000円

別表4 研究生の入学検定料、入学金及び授業料（学則第48条）

科 目	金 額
入学検定料	6,000円
入 学 金	6,000円
授 業 料	半期分 240,000円 (実験費は実費負担)

別表5 人材の養成及び教育研究上の目的（学則第3条）

研究科	課程	人材の養成及び教育研究上の目的
総合理工学研究科		日々進歩する科学技術と変化の激しい社会情勢を念頭に、高度で幅広い理工学に関する理論と実践力を修得させて、学際的視野を持って応用力の涵養を図るとともに高い倫理観と国際性をそなえさせることによって、科学技術に立脚した課題の発見と多角的視野から解決策を導くことで社会貢献ができる人材の養成を目的とする。
	博士前期課程	理工学に関する高い専門性、語学力及び情報利活用能力を修得させることによって、学際的な分野への対応能力を含めた専門的深化により応用力を培うとともに倫理観と国際性をそなえさせ、これらの能力に裏付けられた課題発見力と解決力を活かして社会情勢の変化に迅速に対応することで、科学技術社会に幅広く貢献できる人材の養成を目的とする。
	博士後期課程	学際的視野を持って自立して研究活動を行うのに必要な理工学に関する学識、研究能力、倫理観及び国際性を高度にそなえさせることによって、先端的な知識と技術を駆使して、社会からの要請に応えるための課題を設定し、その課題を着実に解決できるとともに、新しい領域を開拓できる人材の養成を目的とする。
環境情報学研究科		環境、情報、都市生活に関わる高度な教育と社会的要請に応える研究の実践を通して、複雑化する世界や地域の中から課題を的確に発見し解決するために、自然、数理及び社会科学的な分析力と洞察力を養い、多様な利害関係者と連携しつつ多角的に探究し、新たな価値と豊かな社会を創造することができる人材の養成を目的とする。
	博士前期課程	環境、情報、都市生活に関わる高度な教育と社会的要請に応える研究の実践を通して、複雑化する世界や地域に生起する様々な事象の中から課題を的確に発見し、秀でた専門性を活かして課題の解決に挑戦するとともに、国際社会で活躍できる実践的な能力を養い、新たな価値と豊かな社会の創造に貢献できる人材の養成を目的とする。
	博士後期課程	環境、情報、都市生活に関わる高度な教育と社会的要請に応える研究の実践を通して、グローバル化と技術革新に対応した幅広い知見、価値創造の方法論を先導する研究開発力を有するとともに、科学的思考を通して現代社会を洞察する力を養い、学問の新時代を切り拓く構想力と卓越した専門能力を併せ持つ人材の養成を目的とする。

情報データ 科学研究科	実社会における多種多様な課題や国際競争の激化に対応するため、情報技術やデータ科学に関する確かな専門力と独創力の涵養により課題を発見し設定する力を培うとともに、多角的視点で社会に役立つ「もの」と「こと」をグローバルに企画できるデザイン力と倫理観を身に付けた未来を切り拓く高度情報専門人材の養成を目的とする。
博士 前期 課程	実社会における多種多様な課題や国際競争の激化に対応するため、情報技術やデータ科学に関する確かな専門力の涵養により、多角的視点で社会に役立つ「もの」と「こと」をグローバルに企画できるデザイン力と倫理観を身に付けた未来を切り拓く高度情報専門人材の養成を目的とする。
博士 後期 課程	実社会における多種多様な課題や国際競争の激化に対応するため、高度な情報技術やデータ科学に関する確かな専門力と卓越したグローバルな独創力の涵養により、本質的な課題を発見し斬新な解決策を構想するデザイン力と倫理観を身に付けた未来を切り拓く高度情報専門人材の養成を目的とする。

関係規程

1. 東京都市大学 学位規程

制 定 昭和41年 4月 1日

最新改正 令和 7年 1月20日

東京都市大学 学位規程

(趣旨)

第1条 この規程は、東京都市大学（以下「本学」という。）において授与する学位の種類、論文・特定課題研究報告書審査の方法、最終試験及び学力の確認の方法、その他学位に関し必要な事項を定めるものである。

(学位及び専攻分野の名称)

第2条 本学において授与する学位は、学士、修士及び博士とし、次の区分により、専攻分野の名称を付記するものとする。

学位	専攻分野の名称
学士	工学
	理学
	環境学
	社会情報学
	情報学
	学術
	都市生活学
	人間科学
修士	工学
	理学
	環境情報学
	環境学
	都市生活学
	学術
博士	工学
	理学
	環境情報学
	都市生活学
	学術

(学位授与の基準)

第3条 学士の学位は、本学所定の課程を修め、本学を卒業した者に授与する。

2 修士の学位は、広い視野に立って精深な学識を修め、専攻分野における研究能力又はこれに加えて高度の専門性が求められる職業を担うための卓越した能力を有する者に授与する。

3 博士の学位は、専攻分野について、研究者として自立して研究活動を行い、又はその他の高度に専門的な業務に従事するに必要な高度の研究能力及びその基礎となる豊かな学識を有する者に授与する。

(学位授与の要件)

第4条 学士の学位は、東京都市大学学則の定めるところにより、修業年限を充たして所定の単位を修得し、当該学部教授会の議を経て卒業した者に授与する。

2 修士の学位は、東京都市大学大学院学則（以下「大学院学則」という。）の定めるところにより、大学院研究科の博士前期課程に所定の期間在学して、30 単位以上を修得し、かつ必要な教育・研究指導を受けた上、本学大学院の行う修士論文の審査及び最終試験に合格し、博士前期課程を修了した者に授与する。

- 3 前項の規定において、各専攻で特定課題研究報告書の提出を認められた者にあつては、大学院研究科の博士前期課程に所定の期間在学して、30 単位以上を修得し、かつ必要な教育・研究指導を受けた上、本学大学院の行う特定課題についての研究成果等の審査及び最終試験に合格し、博士前期課程を修了した者に授与する。
- 4 博士の学位は、大学院学則の定めるところにより、大学院研究科の博士後期課程に所定の期間在学して、24 単位以上を修得し、かつ必要な研究指導を受けた上、本学大学院の行う博士論文の審査及び最終試験に合格し、博士後期課程を修了した者に授与する。
- 5 博士の学位は、前項に規定するもののほか、本学に学位論文を提出して、その審査に合格し、学力試験により、大学院博士後期課程修了者と同等以上の学力を有することを確認された者にも授与することができる。
- 6 第4項の規定にかかわらず、大学院学則の定めるところにより、大学院総合理工学研究科共同原子力専攻博士後期課程にあつては、所定の期間在学して、必要な研究指導を受けた上、本学大学院の行う博士論文の審査及び最終試験に合格し、博士後期課程を修了した者に博士の学位を授与する。

(学位請求の手続)

第5条 博士前期課程において、学位論文又は特定課題研究報告書を提出しようとする者は、在学期間中に学位請求書を指導教員を通じて学長に提出するものとする。

- 2 博士後期課程において、学位論文を提出しようとする者は、在学期間中に学位請求書を指導教員を通じて学長に提出するものとする。
- 3 前条第5項の規定により博士の学位を請求する者は、あらかじめ当該研究科委員会の承認を得た上で、学位請求書、論文の内容の要旨、履歴書及び別に定める論文審査料を添え、学位論文を学長に提出しなければならない。

(学位論文・特定課題研究報告書)

第6条 学士の論文は正編1部、修士の論文又は特定課題研究報告書は正編1部及び写2部、博士の論文は正編1部及び写4部とし、自著であることを要する。ただし、参考論文を添付することができる。

- 2 審査のため必要があるときは、審査委員会は、論文又は特定課題研究報告書の訳文、模型又は標本等を提出させることができる。

(学位論文・特定課題研究報告書の審査、最終試験及び学力の確認)

第7条 修士及び博士の論文・特定課題研究報告書の審査、最終試験及び学力の確認は、大学院学則第23条に定める審査委員会が行う。

- 2 最終試験は、論文又は特定課題研究報告書を中心として、これに関連のある科目及び外国語1種類について行う。
- 3 試験は、口頭又は筆答あるいはこの両者の方法によって行うことができる。
- 4 第4条第5項に基づく学力の確認は、試問の方法により行うものとし、試問は、口頭及び筆答により、専攻学術に関し、本学大学院博士後期課程を修了した者と同等以上の学力を有することを確認するために行い、外国語については1種類を課するものとする。
- 5 審査委員会は、前項の規定にかかわらず、学位を請求する者の経歴及び提出論文以外の業績を審査して、試問の全部又は一部を行う必要がないと認めたときは、当該研究科委員会の承認を経て、その経歴及び業績の審査をもって、試問の全部又は一部に代えることができる。
- 6 環境情報学研究科東京都市大学・エディスコワン大学国際連携環境融合科学専攻にあつては、本学及びエディスコワン大学の教員をそれぞれ1名以上含むように審査委員会を構成するものとする。

(専攻内判定)

第7条の2 博士後期課程において、当該研究科の専攻主任(単一の専攻を置く研究科にあつては、教務委員長)は、審査委員会の審査結果に基づき、当該専攻の博士論文指導教員会議に諮って学位を授与するか否かを判定する。

- 2 当該指導教員会議の成立は、構成員の4分の3以上の出席を要し、判定は、無記名投票によって行い出席者の3分の2以上の賛成をもって可とする。ただし、会議に出席することのできない構成員は、委任状又は文書をもって出席者とみなし、判定に加わることができる。

(審査期間)

第8条 修士の論文又は特定課題研究報告書は在学期間中に提出させ、その審査及び最終試験は在学期間中に終了するものとする。

- 2 博士の論文の審査、最終試験及び学力の確認は、論文を受理したのち、1年以内に終了しなければならない。ただし、特別の事由があるときは、当該研究科委員会の議を経て、その期間を1年以内に限り延長することができる。

(研究科委員会への報告)

第9条 審査委員会は、論文・特定課題研究報告書の審査、最終試験及び学力の確認を終了したときは、その結果の要旨に学位を授与できるか否かの意見を添え、当該研究科委員会に文書で報告しなければならない。

- 2 審査委員会は、論文・特定課題研究報告書の審査の結果、その内容が著しく不良であると認めたときは、最終試験及び学力の確認を行わないことができる。この場合には、審査委員会は前項の規定にかかわらず、最終試験及び学力の確認の結果の要旨を添付することを要しない。

(研究科委員会の議決)

第10条 当該研究科委員会は、前条の報告に基づいて審議し、学位を授与すべきか否かを議決する。

- 2 前項の議決には、大学院研究科委員会運営規程の規定にかかわらず、委員総数の3分の2以上の出席を要する。ただし、出張又は休職中のため出席することができない委員は、委員の数に算入しない。
- 3 学位を授与し得るものとする議決には、出席委員の3分の2以上の賛成を要する。

(学位の授与)

第11条 学長は、前条の議決に基づき、学位を授与すべき者には、所定の学位記を授与し、学位を授与できない者には、その旨を通知する。

(学位の名称の使用)

第12条 学位の授与を受けた者が、学位の名称を用いるときは、授与大学名を付記するものとする。

(学位論文要旨の公表)

第13条 本学は、博士の学位を授与したときは、学位を授与した日から3月以内に、当該論文の内容の要旨及び論文審査の結果の要旨をインターネットの利用により公表しなければならない。

(学位論文の公表)

第14条 本学において、博士の学位を授与された者は、学位を授与された日から1年以内に、当該論文の全文を、「東京都市大学審査学位論文」と明記して公表しなければならない。ただし、既に公表したときは、この限りでない。

- 2 前項の規定にかかわらず、博士の学位を授与された者は、やむを得ない事由がある場合、本学の承認を受けて、当該論文の全文に代えてその内容を要約したものを公表することができる。この場合において、本学は、その論文の全文を求めに応じて閲覧に供する。
- 3 博士の学位を授与された者が行う前2項の規定による公表は、本学が協力し、インターネットの利用により行う。

(学位授与の取り消し)

第15条 学位を授与された者が次の各号の一に該当する場合は、学長は、当該学部教授会又は当該研究科委員会の議を経て、学位の授与を取り消し、学位記を還付させ、かつ、その旨を公表する。

(1) 不正の方法によって学位を受けた事実が判明したとき。

(2) 名誉を汚す行為があったとき。

- 2 学位を授与された者から学位を返上する申し出があった場合は、学長は、当該学部教授会又は当該研究科委員会の議を経て、学位の授与を取り消すことができる。なお、学位の授与を取り消したときは、学長は、学位記を還付させ、かつ、その旨を公表する。
- 3 当該学部教授会又は当該研究科委員会において、前2項の議決を行うには、教授会運営規程及び研究科委員会運営規程の規定にかかわらず、委員総数の3分の2以上の出席を必要とし、かつ、出席委員の4分の3以上の賛成を要する。第10条第2項のただし書きの規定は、この場合に準用する。

(学位記の再交付)

第16条 学位記の再交付を受けようとするときは、その理由を記載した申請書に所定の手数料を添えて、学長に願い出なければならない。

(登録)

第17条 本学が博士の学位を授与したときは、学長は、授与した日から3月以内に文部科学大臣に報告し、学位簿に登録の手続をとらなければならない。

(学位記の様式)

第18条 学位記の様式は、別表のとおりとする。ただし、環境情報学研究科東京都市大学・エディスコワン大学国際連携環境融合科学専攻にあつては、学位記の様式をエディスコワン大学と締結する協定書等において、定めるものとする。

(規程の改廃)

第19条 この規程の改廃は、各学部教授会、各研究科委員会及び大学協議会の議を経て、学長が行う。

付 則 (令和4年7月18日)

この規程は、令和5年4月1日から施行する。ただし、令和4年度以前に入学した者については、従前どおりとする。
(一部変更(第2条))。

付 則 (令和4年12月12日)

この規程は、令和5年4月1日から施行する。ただし、令和4年度以前に入学した者については、従前どおりとする。
(一部変更(第4条, 第5条, 第5条2項))。

付 則 (令和5年6月19日)

この規程は、令和5年5月1日から施行する。(一部変更(第15条, 第15条2項, 第15条3項))。

付 則 (令和6年2月19日)

この規程は、令和6年4月1日から施行する。ただし、令和5年度以前に入学した者については、従前どおりとする。
(一部変更(第18条))。

付 則 (令和7年1月20日)

この規程は、令和7年9月21日から施行する。ただし、令和6年度以前に入学した者については、従前どおりとする。

[別表：省略]

2. 東京都市大学 認定留学に関する規程

制 定 平成24年9月13日

東京都市大学 認定留学に関する規程

(趣旨)

第1条 この規程は、東京都市大学における認定留学制度に関して、必要な事項を定めるものとする。

(認定留学の定義)

第2条 この規程において「認定留学」とは、海外にある外国の大学において教育を受けることを教育上有益と認め、留学期間を在学期間に算入することができる制度をいう。

2 前項の「外国の大学」とは、学位授与権を有する外国の大学及び大学院、又は、本学の教授会若しくは研究科委員会（以下、「教授会等」という。）が認めた教育機関をいう。

(出願資格)

第3条 本学学部生及び大学院生とする。ただし、学部生は、本学に1年以上在学していなければならない。

(出願手続)

第4条 認定留学を希望する学生は、原則として出国の3ヶ月前までに、次の書類を所属する学部長又は研究科長（以下、「学部長等」という。）に提出しなければならない。

- (1) 認定留学願
- (2) 留学計画書
- (3) 推薦書（クラス担任、指導教員又は教務委員）
- (4) 同意書（保護者又は保証人）
- (5) 留学先大学の受入承諾書又はそれに相当する書類
- (6) 留学先大学の履修要覧、シラバス
- (7) 語学能力を証明する書類
- (8) その他学部長等が必要と認める書類

(認定留学の許可)

第5条 認定留学の許可は教授会等の議を経て、学長が行う。

(認定留学の期間等)

第6条 認定留学の期間は、半年間又は1年間とする。

- 2 認定留学の期間は、在学期間に算入することができる。
- 3 認定留学の始期は、原則として4月又は、9月とする。

(終了手続)

第7条 認定留学を終了し帰国した学生は、帰国の日から1ヶ月以内に、次の書類を所属する学部長等に提出しなければならない。

- (1) 留学終了届（パスポートの写しを添付）
- (2) 単位認定願
- (3) 留学先大学が発行した履修科目の成績証明書又はこれに準ずるもの
- (4) 留学先大学が発行した履修科目の時間数又は単位数を証明する書類
- (5) その他学部長等が必要と認める書類

(単位認定)

第8条 認定留学期間に修得した単位の認定は、学則第43条又は、大学院学則第16条第3項の規定に準ずるものとする。

(科目履修上の特別措置)

第9条 認定留学を許可された学生が通年授業科目を履修する場合、出国年度前期に履修していた科目を次年度後期に継続履修できるものとする。

2 前項に定める特別措置を希望する学生は、出国前に「継続履修願」を所属する学部長等に提出しておかなければならない。

3 所属する学科、専攻の研究指導を要する科目等については、科目担当教員の承諾を得て、学部長等の許可を受けた場合、認定留学中も当該科目の学修を行うことにより、履修したものとみなすことができる。

(認定留学中の授業料等)

第10条 認定留学期間における本学の授業料等は、全額納入しなければならない。

(認定留学許可の取消し)

第11条 次の各号の一に該当する場合、教授会等の議を経て、学長が認定留学を取り消すものとする。

- (1) 提出書類に虚偽の記載があった場合
- (2) 学生査証が得られなかった場合
- (3) 学生としての本分に反した場合
- (4) 修学の成果があがらないと認められる場合

(規程の改廃)

第12条 この規程の改廃は、国際委員会、教務委員会、各教授会、共通教育部会議及び各研究科委員会の議を経て、学長が行う。

付 則 (平成24年9月13日)

この規程は、平成25年4月1日から施行する。

3. 東京都市大学 学生の懲戒に関する規程

制 定 平成27年1月19日

最新改正 令和 6年3月26日

東京都市大学 学生の懲戒に関する規程

(趣旨)

第1条 この規程は、東京都市大学学則及び東京都市大学大学院学則に規定する懲戒に関して、必要な事項を定めるものとする。

(適用等)

第2条 この規程は、本大学及び本大学院に在籍する学生に適用する。

2 学生には、研究生及び科目等履修生等を含む。

(懲戒の種類)

第3条 懲戒の種類は、次の各号に定めるとおりとする。

- (1) 譴責 学生の行った非違行為を戒め、事後の反省を求めるため反省文を徴するとともに、将来にわたってそのようなことのないよう、口頭及び文書により説諭すること。
- (2) 停学 無期又は一定の期間、出校を認めず、学生の教育課程の履修及び課外活動を禁止すること。
- (3) 退学 本学における修学の権利を剥奪し、学籍関係を一方的に終了させること。

(教育的措置)

第4条 学長は、前条に定める懲戒のほか、懲戒に至らないと判断した行為に対し、当該行為の反省を促すための教育的措置を行うことができる。

- 2 教育的措置は、学長の委任を受けた者が嚴重注意を口頭により行うことをいう。
- 3 学長は、前項の措置に加えて、反省文の提出、奉仕活動等を命ずることができる。

(試験等において不正行為を行った者への懲戒)

第5条 大学内で実施される試験等における不正行為は、懲戒の対象となる。

- 2 懲戒の対象となる具体的な行為や処分内容は別に定め、あらかじめ学生に周知するものとする。

(大学内外において非違行為等を行った者への懲戒)

第6条 大学内外における非違行為等は、懲戒の対象となる。

- 2 懲戒の対象となる具体的な行為は別表1のとおりとし、当該事案の内容に応じ、次の各号を総合的に勘案して懲戒処分を量定する。
 - (1) 原因行為の悪質性
 - (2) 結果の重大性
 - (3) 本学における過去の非違行為の有無
 - (4) その他、日頃の学修態度や非違行為後の対応等

(学業不振等で成業の見込みのない者への懲戒)

第7条 学業不振で成業の見込みのない者は、懲戒の対象となる。

- 2 懲戒の対象となる具体的な状況は別表2のとおりとし、処分内容は当該事案の内容に応じて決定する。

(報告の手続)

第8条 本学教職員が第4条、第5条、第6条及び第7条に該当する行為を発見した場合は、当該事案に係る担当事務部門（以下「担当事務部門」という。）に報告しなければならない。

- 2 担当事務部門は、速やかに学長、当該学生の所属する学部、研究科の長及び学科等主任、関係部署又は関係者に報告するものとする。

(懲戒行為の確認)

第9条 学長は、学生の懲戒等の対象となりうる事案について、調査委員会を設置し、当該学生及び当該事案に係る関係者立ち会いの下で、状況又は事実関係の確認を行うものとする。なお、担当事務部門は、調査委員会設置の要否に関わらず、先行して当該学生及び当該事案に係る関係者立ち会いの下で、状況又は事実関係の確認を行うことができる。

- 2 調査委員会は、次の各号に掲げる委員をもって構成する。

- (1) 当該学生の所属するキャンパスの副学生部長
- (2) 当該学生の所属する学部、研究科の教務委員長
- (3) 担当事務部門職員
- (4) その他学長が必要と認める者

- 3 調査委員会は、必要があると認めた場合は、委員以外の者を出席させることができる。

- 4 調査委員会は、確認した内容の調書を作成し、学長に報告するものとする。

(懲戒処分の検討)

第10条 学長は、懲戒処分を決定するに当たって、懲戒委員会を設置し、懲戒処分案を検討させるものとする。

- 2 懲戒委員会は、次の各号に掲げる委員をもって構成する。

- (1) 学長が指名する副学長
- (2) 学生部長
- (3) 教務委員長
- (4) その他学長が必要と認める者

- 3 懲戒委員会に委員長を置き、前項第1号の委員があたる。

- 4 委員長は、懲戒委員会を招集し、その議長となる。

- 5 委員長は、必要があると認めた場合は、委員以外の者を出席させることができる。

- 6 懲戒委員会は、第3条に定める懲戒に付随して、相応の処分案を作成し、学長、当該学生の所属する学部、研究科の長及び学科等主任に報告するものとする。

(懲戒処分の決定)

第11条 懲戒処分の決定は、懲戒委員会がまとめた懲戒処分案について、当該学生の所属する学部教授会又は研究科委員会で審議した上で、大学協議会の議を経て、学長が行う。

- 2 奨学金等の受給あるいは受給資格を有している学生が懲戒処分を受けた場合、その権利・資格を取り消される場合があるものとする。

(懲戒処分の言い渡し)

第12条 学長は、懲戒処分の決定後、当該学生に対して速やかに懲戒処分の言い渡しを行うものとする。

- 2 懲戒処分の言い渡しは、学長の委任により、学長名での処分内容を学部、研究科の長等が行う場合がある。

- 3 担当事務部門は、懲戒処分の内容を当該学生の保証人に対して通知しなければならない。

(懲戒処分の学内公示)

第13条 担当事務部門は、懲戒処分の言い渡し後、速やかに学内の所定の場所に懲戒処分内容を公示しなければならない。

- 2 前項の公示期間は、1週間以上とする。

(停学の解除)

第14条 懲戒処分を行うに当たって懲戒委員会は、停学処分期間中の学生において停学を解除する相当の理由が生じたと認められたときは、学長に意見を上申することができるものとする。

- 2 学長は、前項の上申に基づき、第10条、第11条及び第12条を準用して、停学を解除することができる。

(自宅待機)

第15条 学長は、更なる非違行為を未然に防ぐため、学生の懲戒等の対象となりうる事案を行った学生に対し、懲戒処分が決定するまでの間、自宅待機を命ずることができる。

2 学長は、自宅待機を命じた学生に、出校を認めず、学生の教育課程の履修および課外活動を禁止することができる。

3 自宅待機の期間は、停学期間を含めるものとする。

(不服申立て)

第16条 懲戒処分を受けた学生は、懲戒処分を言い渡した日の翌日から10日以内に、文書により、学長に対し、不服申立てをすることができる。

2 学長は、不服申立てを受理したときは、不服申立てを却下する場合を除き、懲戒委員会の議を経て、速やかに再調査の要否を決定しなければならない。

3 学長が不服申立てを却下する場合、又は、再調査の必要がないと決定した場合は、速やかに当該学生に通知するものとする。

4 第2項において、学長が再調査の必要があると決定した場合は、第9条から第13条までを準用する。

5 不服申立ては、懲戒処分の効力を妨げないものとする。

(雑則)

第17条 この規程に定めるもののほか必要な事項は、大学協議会の議を経て、学長が定める。

(規程の改廃)

第18条 この規程の改廃は、大学協議会の議を経て、学長がこれを行う。

付 則 (令和6年3月26日)

この規程は、令和6年4月1日から施行する。

東京都市大学 学生の懲戒に関する規程

別表1 大学内外における非違行為等とする具体的事例（第6条）

区分	懲戒の対象となる具体的な行為の例	懲戒処分				教育的措置
		譴責	停学		退学	
			6ヶ月未満	6ヶ月以上		
(1) 犯罪行為	殺人、強盗、強制的性交等の凶悪な犯罪行為または犯罪未遂行為				○	
	傷害行為			○	○	
	薬物犯罪行為			○	○	
	窃盗、万引き、詐欺、他人を傷害するに至らない暴力行為等の犯罪行為	○	○	○	○	
	わいせつ行為（公然わいせつ、痴漢、覗き見、盗撮行為、わいせつ物頒布、その他の迷惑行為を含む）	○	○	○	○	
	ストーカー行為（ストーカー行為等の規制等に関する法律第2条、第3条規定の行為）	○	○	○	○	
	コンピュータまたはネットワーク等の悪質な不正使用 （成績表等の公文書及び私文書の改ざん等の不正アクセス、外部システムへの不正アクセス、ネットワーク運用妨害、伝染性ソフトウェアの持ち込み等）				○	○
	コンピュータまたはネットワークの不正または不適切な使用 （著作権、特許権等の知的財産権の侵害、嫌がらせメール等）	○	○	○		○
	本学の知的財産を故意に喪失させる行為 （知的財産を無断で提供し、公表し、又は指定された場所から移動する行為、共同研究の遂行又は知的財産の確保を目的とする秘密保持契約に違反する行為、知的財産として保護対象に指定された情報を漏洩する行為等）			○	○	○
	その他刑法等刑罰法規に抵触する行為	○	○	○	○	○
(2) 交通事故	死亡又は高度な後遺症を残す人身事故を伴う悪質な原因行為による交通事故				○	
	人身事故を伴う悪質な原因行為による交通事故				○	○
	死亡又は高度な後遺症を残す人身事故を起こした場合で、過失が原因行為による交通事故			○	○	
	人身事故を起こした場合で、過失が原因行為による交通事故	○	○			
(3) 学則またはそれに準じて定められた規程・規則等に対する違反行為	学則・各種規程に反する行為	○	○	○	○	○
	大学が掲示した通達等に反する行為	○	○	○	○	○
(4) 大学の秩序を乱し、教育・研究活動に対する妨害行為	本学の教育研究または管理運営を著しく妨げる暴力行為	○	○	○	○	
	本学が管理する建造物への不法侵入またはその不正使用もしくは占拠	○	○	○	○	
	本学が管理する建造物または器物の破壊、汚損、不法改築等	○	○	○	○	○
	正当な手続きを行わずに大学の教育・研究施設を不正に利用する行為	○	○	○	○	○
	本学構成員に対する暴力行為、威嚇、拘禁、拘束等	○	○	○	○	
(5) 人権を著しく侵害する行為	キャンパス・ハラスメントに該当する行為	○	○	○	○	
	個人情報の漏えいおよび漏えいにつながる行為	○	○	○	○	○
	第三者の誹謗中傷、プライバシーを侵害する行為	○	○	○	○	○
(6) 学生の本分を逸脱し、本学の名誉を傷つける行為	本学の社会的信用を失墜させる行為	○	○	○	○	
(7) その他の非違行為	飲酒を強要し、アルコール飲料の一気飲み等が原因となり死に至らしめた行為			○	○	
	飲酒を強要し、アルコール飲料の一気飲み等が原因となり急性アルコール中毒等の被害を与えた行為		○	○	○	
	未成年者と知りながら飲酒または喫煙を強要または助長した行為	○	○	○		
	反社会的団体の活動を行っており、その活動が他の学生等に影響を及ぼし本学の秩序を乱すものと認められた行為	○	○	○	○	
	その他、公序良俗に反する行為	○	○	○	○	○

別表2 学業不振等で成業の見込みがないとする具体的事例（第7条）

懲戒の対象となる具体的な行為の例		懲戒処分			教育的措置	
		譴責	停学			退学
			6ヶ月未満	6ヶ月以上		
(1) 性行不良で改善の見込みがないと認められる者					○	
(2) 学業不振で成業の見込みがないと認められる者				○	○	
(3) 正当の理由がなくて出席常でない者				○	○	
(4) 本学が実施する試験等において不正行為を行った者	代人に受験させた場合		○	○	○	
	他人のために答案、メモ等を書いたり、他人に答案、メモ等を書いてもらったりしている場合		○	○	○	
	問題配布後で試験開始の合図がある前、および試験終了後に鉛筆などの筆記用具を手に持っている場合		○	○		○
	持ち込みを許可されていない教科書、参考書、ノート、メモ等を見たと認められる場合		○	○	○	
	他人の答案を見たと認められる場合		○	○	○	
	他人に自己の答案を見せたと認められる場合		○	○	○	
	言語、動作をもって互いに連絡している場合		○	○	○	
	教科書、参考書、ノート等を参照してよい場合に、これらを互いに貸借している場合		○	○	○	
	その他、試験監督者および出題者が不正と判断する行為(例えばメモ、ノートを机上に置いている場合や所持している場合等)を行った場合		○	○		○
	携帯電話やスマートフォンなどの携帯端末を机の上に置いたり、身に着けていたりした場合		○	○	○	
	論文・レポートの作成等における剽窃、無断引用等の学問的倫理に反する悪質な行為	○	○	○	○	
	その他不正行為と認められる行為(不正行為を行おうとした者を含む。)	○	○	○	○	○

4. 東京都市大学 授業料等納入規程

制 定 平成 5 年 1 月 1 8 日

最新改正 令和 6 年 3 月 2 6 日

東京都市大学 授業料等納入規程

(趣旨)

第1条 東京都市大学学則第 46 条及び東京都市大学大学院学則第 43 条に基づく授業料等の納入に関しては、この規程の定めるところによる。

(授業料の納入額)

第2条 授業料の納入額は、学則の定めによるものとする。

2 編入学、転入学、再入学、転学部又は転学科による入学者の授業料の納入額は、入学、転学部又は転学科を許可された年次の在學生に適用される学則の定めによるものとする。

(納入期限及び分納)

第3条 授業料は、原則としてその年度分の全額を 4 月 3 0 日までに納入するものとする。

2 授業料は、前学期分及び後学期分の 2 回に分納することができる。

3 分納する場合の納入期限は、前学期分を 4 月 3 0 日までとし、後学期分を 1 0 月 2 0 日までとする。

4 納入期限が日曜日、国民の祝日に関する法律に定める休日又は土曜日に当たるときは、その前日までとする。

(新たに入学等を許可された者の納入)

第4条 新たに入学等を許可された者の授業料の納入は、前条の規定にかかわらず、入学手続き等の定めによるものとする。

(納入期限の延長)

第5条 経済的な事由あるいは災害の発生、その他やむを得ない事情により、授業料を納入期限までに納入できない者は、願い出により、納入期限の延長を許可する場合がある。

2 納入期限の延長が認められる期限は、前学期分を 7 月 3 1 日までとし、後学期分を 1 月 3 1 日までとする。

(督促)

第6条 この規程に定める納入期限までに授業料が納入されなかった場合は、督促を行う。

2 督促は、前学期は 5 月及び 7 月、後学期は 1 1 月及び 1 月に行う。

3 督促は、保証人への督促通知状によって行う。

(休学者の授業料および休学期間中の在籍料)

第7条 東京都市大学学則第 32 条又は東京都市大学大学院学則第 36 条の定めにより休学の許可を得た者（休学者）については、休学期間中の授業料を免除し、その期間の在籍料として学期毎に 6 万円を納入するものとする。

2 前項にかかわらず、入学した年度の初学期（4 月入学は前学期、9 月入学は後学期）に休学する場合、当該学期の授業料は減免しない。ただし、東京都市大学学則第 32 条第 3 項又は東京都市大学大学院学則第 36 条第 3 項により休学を許可された者を除く。

(停学者の授業料)

第8条 停学者の停学期間中の授業料は、減免しないものとする。

(再入学の場合の制限)

第9条 削除

(未納者の処置)

第10条 授業料を納入期限までに納入しない者（以下、「未納者」という。）に対しては、次の各号に定める処置を行うものとする。

(1) 成績の無効処理

授業料を納入しない学期の成績は無効とする。

(2) 除籍

東京都市大学学則第 34 条又は東京都市大学大学院学則第 38 条に基づき、未納者の除籍の判定は、前学期分の未納者は 8 月 31 日、後学期分の未納者は 2 月 28 日をもって行うものとする。

(未納者の在籍期間)

第 11 条 未納者が除籍となった場合は、授業料を納入した学期の末日までを、在籍していた期間とする。

2 休学していた者が復学後の初学期の授業料を納入期限までに納入しない場合は、第 7 条に定める在籍料を納入した学期の末日までを、在籍していた期間とする。

(所管部署)

第 12 条 この規程の所管部署は、財務部財務課とする。

(規程の改廃)

第 13 条 この規程の改廃は、大学協議会の議を経て学長の具申により理事長が行う。

付 則 (令和 6 年 3 月 26 日)

この規程は、令和 6 年 4 月 1 日から施行する。

5. 東京都市大学 情報システム利用規則

制 定 平成26年1月20日

東京都市大学 情報システム利用規則

(趣旨)

第1条 この規則は、東京都市大学情報基盤センター規程第11条に基づき、東京都市大学情報システム（以下「情報システム」という。）の利用に関する事項を定める。

(利用者の資格)

第2条 情報システムを利用できる者は、次の各号の一に該当する者とする。

- (1) 東京都市大学（以下「本学」という。）の学生及び教職員
- (2) 本学以外の学校法人五島育英会の教職員
- (3) その他情報基盤センター所長（以下「所長」という。）が許可した者

(申請)

第3条 利用者は、情報システムの各種サービスを受ける場合、情報基盤センターに申請し、承認を得ることとする。ただし、本学の学生及び教職員は、所定の手続きなしにサービスの一部を教育・研究及び大学運営の枠内で利用できるものとする。

2 利用可能なサービスは別に定める。

(利用の許可等)

第4条 前項の利用者の利用期間は、在学、在籍期間を原則とする。ただし、所長が大学の運用に必要と認めたときは、その期間を延長できる。

2 利用者は、アカウントなどの利用許可を得た情報を第三者に利用させてはならない。

(変更の届出)

第5条 利用者は、申請事項に変更があったときは、速やかにその旨を届け出るものとする。

(利用規範)

第6条 利用者は、東京都市大学の情報システムに関する情報セキュリティポリシーの理念を理解し、遵守に努めることとする。

(禁止事項)

第7条 本学における教育・研究及び大学運営以外の利用を禁ずる。

- 2 文書・画像・ソフトウェア・その他の著作物に対する知的財産権や肖像権等の第三者の権利を犯すことを禁ずる。
- 3 公序良俗に反する文書・画像・ソフトウェア・その他の情報を公開あるいは仲介することを禁ずる。
- 4 個人情報保護法、不正アクセス禁止法、及びその他の法律に違反又はそのおそれのある行為に加担することを禁ずる。
- 5 情報システムに危害を加える行為を禁ずる。
- 6 情報システムが接続する外部ネットワークの利用規定に違反する行為を禁ずる。
- 7 その他、本学が不適切と判断した情報を発信又は仲介することを禁ずる。

(違反行為の処置)

第8条 前条の項目に違反する利用については、情報基盤センター運営会議（以下「会議」という。）、リスク管理委員会、学生部委員会、又は当該設備等の管理者が調査し、差し止めることがある。

- 2 学生の本分を外れていると認められる行為に関しては、学則に照らして停学・退学等の処分を行うことがある。
- 3 不適切な利用に起因する損害等の責任は、当該利用者に帰するものとする。

(対外的な対処)

第9条 会議、前条に規定する各委員会、又は当該設備等の管理者は、外部からの苦情等に対して調査をした上で、上長の指示に基づき適正な対処を取ることとする。

(その他)

第10条 この規則に定めるもののほか、情報システムに関して必要な事項は、別に定める。

(規則の改廃)

第11条 この規則の改廃は、会議の議を経て所長が行う。

付 則 (平成26年1月20日)

- 1 この規則は、平成26年4月1日から施行する。
- 2 この規則の制定により、東京都市大学情報基盤センター利用規則及び東京都市大学情報ネットワーク利用規則を廃止する。

6. 学校法人五島育英会情報セキュリティポリシー

制 定 令和6年 9月 5日

最新改正 令和7年 3月 12日

学校法人五島育英会情報セキュリティポリシー

(趣旨)

第1条 学校法人五島育英会（以下「本法人」という。）において、「健全な精神と豊かな教養を培い、未来を見つめた人材を育成する」という教育理念のもと、情報基盤の整備に加え、取り扱う情報資産に対するセキュリティを確保することが不可欠である。このため、本法人の情報資産やそこにあるリスクを明確にし、情報資産に関わる全員が情報セキュリティの重要性を認識し、情報資産の円滑な運用と保護に取り組むための情報セキュリティ対策として、学校法人五島育英会情報セキュリティポリシー（以下「本ポリシー」という。）を制定する。

(定義)

第2条 本法人の情報セキュリティ対策で使用する用語の定義は、以下のとおりとする。

(1) 情報

教育・研究・管理運営に関わる者が作成又は収集、取得した内容が記録された電磁的媒体、紙媒体及びそれに準ずる媒体をいう。ただし、取得から廃棄まで情報システムを一切介さないものは対象外とする。

(2) 情報システム

ハードウェア、ソフトウェア、ネットワーク、記録媒体で構成され、情報の作成、利用、管理等を行うための仕組みをいう。

(3) 情報資産

① 情報システム（記録されている全ての情報を含む）

② 情報システムから紙媒体等に出力された情報（複写した情報を含む）

③ 情報システムの設計・運用に関する情報

(4) 情報セキュリティ

情報資産の機密性、完全性及び可用性を維持することをいう。

(5) 情報セキュリティインシデント

不正アクセス、情報漏洩、データの改ざん、ウイルス感染等により、情報セキュリティに脅威が発生している又は発生する恐れがある事象をいう。

(構成)

第3条 本法人の情報セキュリティ対策は、次のとおり構成する。

(1) 情報セキュリティ対策基本方針（以下「対策基本方針」という。）

本法人の情報セキュリティ対策に関する基本的な考え方を定める。

(2) 情報セキュリティ対策基本規程（以下「対策基本規程」という。）

本法人の情報及び情報システムの情報セキュリティ対策についての基本的な事項を定める。

(3) 情報セキュリティ対策基準・情報セキュリティ実施手順

対策基本規程のもと、情報セキュリティ対策を行うための施策を情報セキュリティ対策基準（以下「対策基準」という。）として定め、対策基準に基づいて具体的な手順や注意事項等を情報セキュリティ実施手順として定める。

(4) 関連規程等

必要に応じて情報セキュリティ対策に必要な規程等を制定することができる。

第1章 情報セキュリティ対策基本方針

(方針)

第4条 対策基本方針は、第1条に定める趣旨に従い、次の事項について対策を講じる。

- (1) 情報セキュリティ侵害を防止・抑止すること。
- (2) 本法人内外の情報セキュリティを損ねる行為を防止・抑止すること。
- (3) 重要度に応じた情報資産の管理・運用を行うこと。
- (4) 情報セキュリティ侵害の早期検出と迅速な対応を実現すること。
- (5) 情報セキュリティの評価及び必要に応じて改善すること。

(義務)

第5条 本法人の情報資産を利用する全ての者は、情報セキュリティの重要性について共通の認識を持ち、業務の遂行にあたっては本ポリシー及びその他の関連規程等を遵守しなければならない。

第2章 情報セキュリティ対策基本規程

(目的)

第6条 対策基本方針に基づき、情報セキュリティ対策を講じるにあたり、遵守すべき行為及び判断等の基準を統一するため、必要となる基本的事項を定める。

(適用範囲)

第7条 情報セキュリティ対策は、情報資産を守ることを目的としている。本ポリシーの適用範囲は、次に掲げるものとする。ただし、業務等に関連する情報資産の開示に関する取り扱いや機密情報の適正管理は、別途定める。

(1) 適用対象資産

- ① 本法人が所有又は管理する情報システム及び本法人との契約や他の協定に基づき提供される情報システム（本法人の情報ネットワークに接続される機器を含む）とする。
- ② 情報システムに記録された全ての情報及び情報システムから紙媒体等に出力された情報（情報システムの設計・運用に関する情報を含む）とする。

(2) 適用対象者

本法人の役員、教員（非常勤教員を含む）、学生等（大学院生、学部生、研究生、科目等履修生、生徒等）、職員（臨時職員、派遣職員等を含む）、業務委託事業者、来学者等情報資産を利用する全ての者が対象となる。

(管理体制)

第8条 情報セキュリティを確保するための管理体制を次のとおり定める。

(1) 情報セキュリティ統括管理責任者

本法人に情報セキュリティ統括管理責任者（以下「統括管理責任者」という。）を置き、理事長がこれに当たる。本法人の情報セキュリティに関する統括的な意思決定をし、内外に対して全責任を負う。

(2) 情報セキュリティ統括実施責任者

本法人に情報セキュリティ統括実施責任者（以下「統括実施責任者」という。）を置き、統括管理責任者が指名する局長がこれに当たる。本法人における情報セキュリティ対策の実施に関して統括し、管理責任者と連携して統括管理責任者を補佐する。

(3) 情報セキュリティ管理責任者

本法人が設置する各学校（以下「各校」という。）に情報セキュリティ管理責任者（以下「管理責任者」という。）を置き、各校長がこれに当たる。各校における情報セキュリティ対策の管理及び運営を統括し、その責任を負う。また、統括実施責任者と連携して統括管理責任者を補佐する。

(事案発生時の報告)

第9条 管理責任者は、情報セキュリティインシデントが発生した場合、統括管理責任者及び統括実施責任者に報告しなければならない。

(対策改善)

第10条 対策の改善が必要と認められる場合は、以下の必要な措置を講じる。

- (1) 統括管理責任者は、統括実施責任者に対して、管理責任者へ対策の改善をするよう指示する。
- (2) 統括実施責任者は、管理責任者に対して、情報セキュリティ対策の改善等、必要な措置を講じるよう指示する。

(法令等遵守)

第11条 情報及び情報システムの取り扱いに関しては、法令及び規則等（以下「関連法令等」という。）においても規定されているため、情報セキュリティ対策を実施する際には、本ポリシー及びその他の関連法令等（個人情報保護法、不正アクセス禁止法等）を遵守しなければならない。

(評価)

第12条 対策基本方針に基づき、適切な対策が実施されているか定期的に評価を行い、問題がある場合には速やかに改善しなければならない。

(所管部署)

第13条 本ポリシーの所管部署は、DX推進部 DX推進課とする。

(規程の改廃)

第14条 本ポリシーの改廃は、常務会で決定する。

付 則（令和6年9月5日）

この規程は、令和6年10月1日から施行する。

付 則（令和7年3月12日）

この規程は、令和7年4月1日から施行する。

大学院 情報データ科学研究科

人材の育成及び教育研究上の目的

ディプロマポリシー

カリキュラムポリシー

学位授与資格における審査基準

学位授与・課程修了の認定

学位授与判定等に関する日程表

人材の養成及び教育研究上の目的

人材の養成及び 教育研究上の目的

実社会における多種多様な課題や国際競争の激化に対応するため、情報技術やデータ科学に関する確かな専門力と独創力の涵養により課題を発見し設定する力を培うとともに、多角的視点で社会に役立つ「もの」と「こと」をグローバルに企画できるデザイン力と倫理観を身に付けた未来を切り拓く高度情報専門人材の養成を目的とする。

$$\text{専門力} \times \text{独創力} = \text{デザイン力}$$

令和7年9月開設の東京都市大学大学院情報データ科学研究科情報データ科学専攻は、確かな情報データ科学の技術を武器に未来をデザインする高度情報専門人材の輩出を目指しています。

社会のグローバル化が急速に進み、世界が抱える課題は、ますます高度化、複雑化し続けています。世界が大きく変化する一方、AI、ビッグデータ、Internet of Things (IoT) といった社会に影響を及ぼす技術革新が加速度的に進んでいます。『2040年に向けた高等教育のグランドデザイン（答申）』（平成30年11月中央教育審議会）にあるように、高度化するAI、ビッグデータ、IoT等をあらゆる産業や社会生活に取り入れ、誰もが活躍でき、様々な社会課題を解決できるSociety 5.0（超スマート社会）実現に向けた取組が加速し、その実現に寄与する高度情報専門人材の重要性が高まっています。予測不可能な時代を生き抜くその人材像は、普遍的な知識と汎用的な技能を文理横断的に身に付け、時代の変化に合わせて積極的に社会を支えるために、論理的思考力と批判的思考力を持って様々な社会課題を解決し、新たな価値を生み出す提案や試行ができる人材と考えています。

このような社会情勢を念頭に、本研究科では、既成パラダイムから脱し、新たな体験をプロダクトやメディア、空間といった「もの」のデザイン、あるいは新たなサービスや社会経済システム、ビジネスモデルといった「こと」のデザインによって、イノベーションを生み出す試行を実践した高度情報専門人材の養成を目指します。この実現には、数理・定量データのみならず、社会調査手法等を通じて得られる定性データも含め、最適解にたどりつくデータ科学の知識と技術を修得する必要があります。その上で、実社会における社会課題を対象に、新しい「もの」と「こと」をデザインする知識と技術について、理論的背景や思考の枠組みを体系的に理解し、企業等の外部組織と連携したプロジェクトワーク等を通じて、実践的な能力を修得し、新しい体験や社会を創出する高度情報専門人材を養成します。また、イノベーションを起こすための技術開発に必要な研究力のある人材も養成します。

本研究科は、その名称である「情報」技術と「データ科学」に関する確かな専門力と独創力を基盤として、多角的視点で社会に役立つ「もの」と「こと」をデザインすることを中心課題としています。「データ科学」は、データサイエンスに関連する教育研究分野を普遍的に表現しています。多彩な研究指導教員、進化する研究教育環境のもと、データ科学、ユーザーエクスペリエンスデザイン、ソーシャルシステムデザインの各領域における演習・企業交流重視の授業科目群で専門力を養い、フィールドワーク・共同研究・学会発表を重視する研究活動で独創力を培い、各種企業交流・現場経験でデザイン力を実践します。博士前期および博士後期課程修了後は、高度情報専門人材として、データに基づき「もの」と「こと」を企画するディレクター（新規事業企画部門）、論理的思考に基づきグローバル視点で活躍するプロデューサー（経営企画部門）、専門分野を究めて新たな知識や技術を生み出す研究員（研究開発部門）など、未来を切り拓く職種で活躍いただけたと考えています。Believe in yourself. 他の追随ではなく自分自身で創り出す人となりましょう。

情報データ科学研究科長
関 良明

ディプロマポリシー（学位授与に関する方針）

東京都市大学大学院共通 ディプロマポリシー

東京都市大学大学院は、本学の教育理念に基づき、所定の単位を取得し、以下の知識・能力等を修得した学生に対して修了を認定し、博士前期課程においては修士の学位を、博士後期課程においては博士の学位を授与します。

【博士前期課程】

1. 自らの専門に関する特定の問題に対して、課題の設定を適切に行い、解決方法を構想し、高度な専門知識を駆使して問題解決に取り組む実践的な研究能力を身に付けている。
2. 国際社会において、修得した専門知識と自らの研究成果を活かして活躍できる実践的なコミュニケーション能力を身に付けている。
3. 研究活動に求められる適切な倫理観と行動特性を有している。

【博士後期課程】

1. 自らの専門に関する高度な研究を遂行でき、研究成果を体系的にまとめる能力を身に付けている。
2. 国際社会や他機関との連携を通じて、社会ニーズを意識しながら学術研究成果を導き、新しい価値創造に貢献できる能力を身に付けている。
3. 適切な研究倫理面での配慮のもとで研究を遂行できる能力を身に付けている。

情報データ科学研究科 ディプロマポリシー

【博士前期課程】

所定の年限在学し、以下の知識・能力と所定の単位を修得し、必要な研究指導を受けた上で修士論文又は特定課題研究の成果の審査及び最終試験に合格した者に、修士（学術）の学位を授与する。

1. 国際社会での活躍に必要なコミュニケーション能力、グローバルな教養などの幅広い知識及び多面的かつ複合的な視点を身に付けている。
2. 専門分野（データ科学、ユーザーエクスペリエンスデザイン、ソーシャルシステムデザイン）における高度な知識・技術と、それを活用して課題を解決する応用力を身に付けている。
3. 専門分野における特定の問題に対して、実社会での適用を想定した適切な課題設定を行い、高度な専門知識を駆使して問題解決に取り組むことができる実践的な研究能力を身に付けているとともに、高い倫理観を備えている。

【博士後期課程】

所定の年限在学し、以下の知識・能力と所定の単位を修得し、必要な研究指導を受けた上で博士論文の審査及び最終試験に合格した者に、博士（学術）の学位を授与する。

1. 専門分野（データ科学、ユーザーエクスペリエンスデザイン、ソーシャルシステムデザイン）における多様な事象及び学術研究の成果を総合的に理解することで、実践的な問題解決に資する専門知識及び知の発展に貢献する能力を身に付けているとともに、高い倫理観を備えている。
2. 研究倫理を遵守して専門分野における高度な研究を行い、実社会の動向やグローバルな教養を考慮しながら、最先端の知識・技術を結びつけて体系的に整理することで、課題解決に向けた新たな価値を創造する研究能力を身に付けている。

カリキュラムポリシー（教育課程の編成方針）

東京都市大学大学院共通 カリキュラムポリシー

東京都市大学大学院は、修了認定・学位授与に関する方針を達成するために、以下のように教育課程を編成・実施します。

【博士前期課程】

1. 研究能力の養成に資する専門基礎科目群を編成するとともに、分野ごとの高度な専門知識の修得に資する専門科目群を編成する。
2. 幅広い教養を持ち、国際社会で活躍できる人材を育成するため、共通科目群を編成する。
3. 専門分野に関する特定の課題を深く追求し、高度な研究能力を修得するため、特別研究を設置する。

【博士後期課程】

1. 高度な学術研究を遂行する研究者として備えるべき見識と素養を身に付けるため、学際的な教養、先端的な研究方法、研究成果を体系化する能力などを獲得し、併せて研究倫理を徹底するとともに、教育者としての役割および社会における学識経験者の役割を適切に果たすための素養を培うため、「講究」を設置する。
2. 専門分野に関わる特定の研究主題を設定し、これを深く追求して学位論文に取りまとめるため、「特殊研究」を設置する。

情報データ科学研究科 カリキュラムポリシー

【博士前期課程】

学位授与の方針に掲げる人材を養成するため、以下のように教育課程を体系的に編成し、実施する。

1. 幅広い教養を持ち、インターンシップなどを通じて国際社会で活躍できる人材を養成するため、共通科目群を編成する。
2. 研究能力の基盤の養成に資する専門基礎科目群を編成するとともに、専門分野（データ科学、ユーザーエクスペリエンスデザイン、ソーシャルシステムデザイン）ごとの高度な専門知識の修得に資する専門基礎科目群と専門科目群を編成し、PBL型授業も多く実施する。
3. 専門分野における特定の課題を深く追求し、高度な研究能力を修得させるため、「文献研究・演習」と「特別研究」を配当する。

【博士後期課程】

学位授与の方針に掲げる人材を養成するため、以下のように教育課程を体系的に編成し、実施する。

1. 高度な学術研究を遂行する研究者として備えるべき見識と素養を身に付けさせるため、グローバルで学際的な教養、先端的な研究方法、研究成果を体系化する能力などを獲得させ、併せて研究倫理を徹底するとともに、教育者としての役割及び社会における学識経験者の役割を適切に果たすための素養を培うため、演習や講義等を組み合わせた「講究」を配当する。
2. 専門分野（データ科学、ユーザーエクスペリエンスデザイン、ソーシャルシステムデザイン）における特定の研究主題を設定し、これを深く追求して学位論文に取りまとめさせるため、研究指導教員による研究指導を主とした「特殊研究」を配当する。

学位授与資格認定における審査基準

本研究科では、プロセス重視の高密度の教育ならびに研究を展開し、「大学院学則」ならびに「学位規程」に定めるところにより学位を授与している。

以下に、博士前期課程ならびに博士後期課程における学位授与資格認定における審査基準を示す。

■博士前期課程

学位は、規定年限以上在籍し、所定の単位を修得し、本研究科の指定するプログラムへの参加を前提として、学位論文の提出を求める。学生ごとに審査委員会が編成され、指導教員が主査を務め、論文のテーマに応じて任じられた二人の教員が副査を務める。審査委員会は学位論文を中心に、これに関連のある科目および外国語1種類について最終試験を行う。学位を授与するか否かの決定は、審査委員会の報告に基づき、研究科委員会が行う。

【情報データ科学専攻】学位論文の審査基準は以下のとおりである。

- (1) 研究目的が情報データ科学にかかわるもので、研究テーマが明確で、課題の設定が適切になされていること。
- (2) 当該テーマに関する基礎的・標準的な先行研究について、十分な知見を有し、立論に必要なデータや資料の収集・参照が適切に行われていること。
- (3) 各種データ、資料や例文、参考文献それらの処理、分析、解釈などが、標準的な手法等を理解した上で行われていること。
- (4) 全体の構成を含めて論旨の進め方が一貫しており、設定した課題に自ら取り組んで得られた結論が提示されていること。
- (5) 論理展開に飛躍がなく、着実に結論に結びつくよう展開されていること。
- (6) 文章が修士論文にふさわしい表現によって支えられており、要旨・目次・章立て・引用・注・図版等に関して体制が整っていること。
- (7) 上記各基準を満たした上で、当該学問分野における研究を続ける資質と研究を発展させる可能性が認められること。
- (8) 研究計画の立案及び遂行、研究成果の発表並びにデータの保管に関して、学内の諸規程を満たした上で、適切な倫理的配慮がなされていること。

なお、特定の課題についての研究成果等による審査を希望し、研究指導教員の許可を得た学生は、学位論文に替えて特定課題研究報告書を提出する。

特定の課題についての研究成果等の審査基準は以下のとおりである。

- (1) 研究目的が情報データ科学にかかわるもので、研究テーマが明確で、課題の設定が適切になされていること。
- (2) 当該テーマに関する基礎的・標準的な先行研究について、十分な知見を有し、立論に必要なデータや資料の収集・参照が適切に行われていること。
- (3) 各種データ、資料や例文、参考文献それらの処理、分析、解釈などが、標準的な手法等を理解した上で行われていること。
- (4) 全体の構成を含めて論旨の進め方が一貫しており、設定した課題に自ら取り組んで得られた結論が提示されていること。
- (5) 論理展開に飛躍がなく、着実に結論に結びつくよう展開されていること。
- (6) 文章が特定課題研究報告書にふさわしい表現によって支えられており、要旨・目次・章立て・引用・注・図版等に関して体制が整っていること。
- (7) 上記各基準を満たした上で、当該学問分野における研究を続ける資質と研究を発展させる可能性が認められること。
- (8) 研究計画の立案及び遂行、研究成果の発表並びにデータの保管に関して、学内の諸規程を満たした上で、適切な倫理的配慮がなされていること。

■博士後期課程

学位は、規定年限以上在籍し、所定の単位を修得し、本研究科の指定するプログラムへの参加、各領域における最終試験の実施評価等を総合して学位論文審査会に諮り、下記の審査基準を満たすことを確認して学位授与の可否が決定されることとなっている。

【情報データ科学専攻】 学位論文の審査基準は以下のとおりである。

- (1) 研究目的が情報データ科学にかかわるもので、研究目的が明確で、課題の設定が適切になされていること。
- (2) 当該テーマに関する先行研究について、十分な知見を有し、立論に必要なデータや資料の収集が適切に行われていること。
- (3) 各種データ、資料や例文、参考文献それらの処理、分析、解釈方法など、研究の目的を達成するためにとられた方法が一定の説得力を有していること。
- (4) 全体の構成を含めて論旨の進め方が一貫しており、当初設定した課題に対応した結論に一定の独創性が認められること。
- (5) 論理展開に飛躍がなく、着実に結論に結びつくよう展開されていること。
- (6) 文章が博士論文にふさわしい確かな表現によって支えられており、要旨・目次・章立て・引用・注・図版等に関して体裁が整っていること。
- (7) 上記各基準を満たした上で、当該学問分野における研究を発展させるに足る知見を提示できていること。また、その点に基づいて申請者が自立した研究者として当該分野の中で活躍していく能力及び学識を有することが認められること。
- (8) 研究計画の立案及び遂行、研究成果の発表並びにデータの保管に関して、適切な倫理的配慮がなされていること。また、学内の諸規定や研究テーマに関連する学会や団体等の倫理基準を遵守していること。

学位授与・課程修了の認定

大学院情報データ科学研究科では、プロセス重視の高密度の教育を展開しており、大学院学則並びに学位規程に定めるところにより学位を授与している。

大学院情報データ科学研究科が指定する発表プログラムへの参加を前提として、指導教員と研究体制を構築し、論文作成（研究）を進めることが最も重要である。

修士の「学位」は、本学大学院学則の定めるところにより、博士前期課程に所定の期間在学して30単位以上を修得し、かつ必要な教育・研究指導を受けた上、本大学院の行う修士論文の審査及び最終試験に合格した者に授与することとなっている。

博士の「学位」は、本学大学院学則の定めるところにより、博士後期課程に所定の期間在学して24単位を修得し、かつ必要な研究指導を受けた上、本大学院の行う博士論文の審査及び最終試験に合格した者に、授与することとなっている。

審査基準（方法）としては、単位修得状況、参加プログラムまたは学外発表の評価、各領域の最終試験の実施評価等を総合して学位論文審査会に諮り、学位授与の可否が決定されることとなっている。

博士前期課程

【学位授与認定要件】

- (1) 所定の期間在学して30単位以上を修得すること
- (2) 必要な教育・研究指導を受けた上、本大学院の行う修士論文の審査及び最終試験に合格すること

【発表プログラム】

■ 1年次（M1）

「研究成果発表会（M1）」を開催。発表を義務化している。

開催時期： 4月入学生…1月～2月上旬まで、9月入学生…8月上旬まで

研究成果発表会(M1) 課題

「修士論文」研究に関する内容並びに進捗状況を含めて発表する。

（目安として7分間の発表と2分間の質疑応答）

■ 2年次（M2）

「中間発表会」を開催。更に、博士前期課程（修士課程）の集大成として、「修士論文発表会」を開催。発表を義務化している。

開催時期

中間発表会： 4月入学生…8月上旬まで、9月入学生…2月頃

修士論文発表会： 4月入学生…2月上旬まで、9月入学生…6月頃

中間発表会 課題

「修士論文」研究に関する内容並びに進捗状況を含めて発表する。

（目安として10分間の発表と4分間の質疑応答）

修士論文発表会 課題

集大成として「修士論文」研究に関する内容を発表する。

（18分間の発表と10分間の質疑応答）

<注意>

修士論文発表会を除く学内発表については、国内外の学会発表等对外発表に代えることもできる。その場合は、指導教員を通じて教務委員会に申請することとする。

博士後期課程

【博士後期課程 学位授与認定要件】

- (1) 所定の期間在学して24単位を修得すること
- (2) 必要な研究指導を受けた上、本大学院の行う博士論文の審査及び最終試験に合格すること

博士論文の審査にあたっては、査読付き論文が2報以上掲載されていること（掲載許可済みのものを含む）を原則とする。なお、インパクトファクター等を参考に、特に優秀な研究と認められる場合には、1報であっても認定要件を満たすこととする場合がある。また、認知された出版社からの出版物や査読付き研究ノートなども認定要件として考慮するが、これらの場合については、国際会議等における対外発表の経験を1回は有することを前提とする。上記の認定要件となる研究業績は、すべて筆頭著者であることを原則とする。

【発表プログラム】

■ 3年次（D3）

「研究成果発表会（D3）」を開催。発表を義務化している。

開催時期： 4月入学生…1月～2月上旬まで、9月入学生…8月上旬まで

研究成果発表会(D3) 課題

「博士論文」研究に関する内容並びに進捗状況を含めて発表する。

（目安として7分間の発表と2分間の質疑応答）

■ 4年次（D4）

「中間発表会」を開催。発表を義務化している。

開催時期

中間発表会： 4月入学生…1月～2月上旬まで、9月入学生…8月上旬まで

中間発表会 課題

「博士論文」研究に関する内容並びに進捗状況を含めて発表する。

（目安として20分間の発表と10分間の質疑応答）

■ 5年次（D5）

「博士論文発表会」を開催。発表を義務化している。

開催時期

博士論文発表会： 4月入学生…12月～1月中旬まで、9月入学生…6月頃

博士論文発表会 課題

集大成として「博士論文」研究に関する内容を発表する。

（目安として60分間の発表と30分間の質疑応答）

<注意>

博士論文発表会を除く学内発表については、国内外の学会発表等対外発表に代えることもできる。その場合は、指導教員を通じて教務委員会に申請することとする。

教育効果

- (1) 学生それぞれが、学位論文を取りまとめて行くプロセスの中で、情報データ科学に係わる先端的な研究活動を体験し、論理力、構成力、表現力が育まれる。
- (2) 研究領域に関連する学会等での発表を積極的に推奨し、具体的研究を体験して行くことにより、実社会で必要とされている専門的なスキルが育まれる。

学位授与判定等に関する日程表：博士前期課程

情報データ科学専攻

(参考日程表) 2026年3月修了,

2026年9月修了対象

内 容	関 係 書 類	詳 細
1 学位論文主題申請書の提出 【2026年3月修了】 2025/4/18(金)まで 【2026年9月修了】 2025/10/24(金)まで	□学位論文主題申請書・研究計画書の提出	▶学生>>> 左記書類を作成し、指導教員の承認を得た上で、所定の方法で教学課に提出する。
2 「学位論文」審査委員会委員候補者の専攻内での人選 【2026年3月修了】 2025/5/19(月)まで 【2026年9月修了】 2025/11/10(月)まで	□論文審査委員会委員候補者	様式M-7 ▶教学課教学課>>> 様式M-7を配付する。 ▶指導教員>>> 学生ごとの審査委員候補者を選し、教学課に提出する。
3 審査委員会委員を決定 【2026年3月修了】 6月開催研究科委員会 【2026年9月修了】 12月開催研究科委員会	□学位論文審査委員会委員一覧	教学課作成 ▶教学課>>> 環境情報学研究科委員会の議題「学位論文審査委員会委員について」の資料を作成する。 ▶環境情報学研究科委員会>>> 審査委員会を決定する。
4 学位請求書, 学位論文等の提出 【2026年3月修了】 2026/1/22(木)まで 【2026年9月修了】 2026/6/22(月)まで	□学位請求書, 学位論文等の提出 (注意事項) □学位請求書 □学位論文 □要旨 (和文1,000字程度) □目録 (研究歴を含む) □戸籍謄本, 戸籍抄本又は本籍地 (論文提出者が外国籍の場合は国籍)が 記載された住民票の写し □参考論文 (必要な場合のみ)	様式M-1 様式M-2 任意ファイル 様式M-3 様式M-4 各自で手配 任意で添付 ▶学生>>> 左記書類を作成し、指導教員に許可を得た上で、所定の方法で提出する ※指導教員に紙媒体での提出を求められた場合、「学位論文」「目録」「要旨」を各3部用意する。「目録」「要旨」は、事前に「学位論文」ファイルへ綴っておき、主査・副査の指導教員に渡す。 3部用意する理由は、一般的に審査委員会が主査1名、副査2名で構成されるためである。なお、副査が3名以上になる場合、その分準備すること。
5 学位論文等受理の報告 【2026年3月修了】 2026/1/23(金)まで 【2026年9月修了】 2026/6/23(火)まで	□学位請求書類提出状況一覧	▶教学課>>> 学生からの提出状況を一览にし、指導教員に配信する。
6 修士論文発表会の開催 【2026年3月修了】 2026/2月中旬 【2026年9月修了】 2026/6月下旬まで		

学位授与判定等に関する日程表：博士前期課程

情報データ科学専攻

(参考日程表) 2026年3月修了,

2026年9月修了対象

内 容	関 係 書 類	詳 細
7 審査および最終試験の実施とその判定 【2026年3月修了】 2026/2/13(金)まで 【2026年9月修了】 2026/8/21(金)まで		▶審査委員会>>> 2月(6月)開催の修士論文発表会の他に、適宜、最終試験を実施し、審査を行う。
8 最終試験の結果の報告書類提出 【2026年3月修了】 2026/2/13(金)まで 【2026年9月修了】 2026/8/21(金)まで	□学位論文審査報告書および最終試験報告書(所定の用紙1枚程度・字数規定せず)	様式M-6 ▶教学課>>> 様式M-6を配付する。 ▶審査委員会主査>>> 審査結果を教学課に提出する。
9 学位授与の可否を決定 【2026年3月修了】 3月開催研究科委員会 【2026年9月修了】 9月開催研究科委員会	□学位授与判定資料	教学課作成 ▶教学課>>> 研究科委員会の議題「学位授与資格認定」の資料を手配する。 ▶環境情報学研究科委員会>>> 学位授与の可否を決定する。
10 学位授与 【2026年3月修了】 3月学位授与式 【2026年9月修了】 9月学位授与式	□学位記	

※上記日程は予定であり、学年暦の変更等に伴い変更することがある。

学位授与判定等に関する日程表：博士後期課程

情報データ科学専攻

(参考日程表) 2026年3月修了,

2026年9月修了対象

内 容	関 係 書 類	詳 細
1 学位論文主題申請書の提出 【2026年3月修了】 2025/4/18(金)まで 【2026年9月修了】 2025/10/24(金)まで	□学位論文主題申請書の提出 1部	▶学生>>> 左記書類を作成し、指導教員の承認を得た上で、所定の方法で教学課に提出する。
2 専攻内受理判定 審査書類の受付 【2026年3月修了】 2025/11/21(金)まで 【2026年9月修了】 2026/4/17(金)まで	□学位論文等の提出 □学位論文 □学位論文概要 (1,000字程度) □研究歴	様式D-1 任意ファイル 様式D-2 様式D-3 ▶学生>>> 左記書類を作成し、指導教員の承認を得た上で、所定の方法で教学課に提出する。 ▶教学課>>> 学位論文概要(様式D-2)と研究歴(様式D-3)を保管しておく。
3 専攻内受理判定 審査書類の受付の報告 【2026年3月修了】 2025/11/21(金)まで 【2026年9月修了】 2026/4/17(金)まで	□学位論文等の受理報告書	様式D-4 ▶教学課>>> 左記書類を作成し、学位論文、学位論文概要、研究歴と共に専攻主任に報告する。
4 専攻内受理判定 【2026年3月修了】 2025/12/1(月)まで 【2026年9月修了】 2026/5/5(火)まで		
5 論文審査委員会委員候補者の専攻内での人選 【2026年3月修了】 2025/12/1(月)まで 【2026年9月修了】 2026/5/5(火)まで	□論文審査委員会委員候補者	様式D-6 ▶指導教員>>> 学生ごとの審査委員候補者を人選し、専攻主任の承認を得た上で、教学課に報告する。 ▶教学課>>> 様式D-6を論文指導教員に配付する。
6 専攻内受理判定結果報告 および 学位論文審査委員会委員の決定 【2026年3月修了】 12月開催研究科委員会 【2026年9月修了】 5月開催研究科委員会	□学位論文審査委員会委員一覧	教学課作成 ▶教学課>>> 左記書類を作成し、研究科委員会にはかる。 ▶研究科委員会>>> 審査委員を決定する。
7 外部審査委員の委嘱 (学外に審査員を委嘱する場合)	□学位論文審査委員会委員委嘱願	教学課書式 ▶指導教員>>> 左記書類を作成し、専攻主任の承認を得た上で、教学課に提出する。
	□学位論文審査委員会委員委嘱について(お願い)	教学課書式 ▶教学課>>> 左記書類を作成し、委嘱先に送付する。

学位授与判定等に関する日程表：博士後期課程

情報データ科学専攻

(参考日程表) 2026年3月修了,

2026年9月修了対象

内 容		関 係 書 類		詳 細
8	論文発表会の開催計画・案内 <			

学位授与判定等に関する日程表：博士後期課程

情報データ科学専攻

(参考日程表) 2026年3月修了,

2026年9月修了対象

内 容	関 係 書 類	詳 細
13 学位論文の審査 および最終試験結果の 報告書類提出 【2026年3月修了】 2月開催研究科委員会の 翌日まで 【2026年9月修了】 2026/8/21(金)まで	☐ 学位論文審査及び 学力確認結果報告書 1部 様式D-13 ☐ 学位論文審査結果の要旨* (2,000字以上) 1部 様式D-14 ☐ 学力確認結果の要旨 (100字以内) 1部 様式D-15 ☐ 研究概要報告書 (研究科委員会報告用書式) 1部 様式D-16	▶審査委員会>>> 専攻内の議決を経て、 左記書類を教学課に提出する。 ▶教学課>>> 研究科委員会開催通知と同 時に判定資料を事前配付する。
14 学位授与の 可否を決定 【2026年3月修了】 3月開催研究科委員会 【2026年9月修了】 9月開催研究科委員会	☐ 学位授与判定資料	教学課作成 ▶教学課>>>左記書類を作成し、研究科委 員会にはかる。 ▶研究科委員会>>> 学位授与の可否を決 定する。
15 学位授与 【2026年3月修了】 3月学位授与式 【2026年9月修了】 9月学位授与式	☐ 学位記 ☐ 博士学位論文の公表方法に関する 同意書の提出	様式D-17 ▶学生>>> 学位授与式までに、論文の電 子データ(PDF)を提出する。 但し、やむを得ない事由により1年以 内に Web による公開ができない場合に 限り、紙媒体で2部(国会図書館用、 本学図書館用)を教学課に提出する (製本不要)。

*「博士学位 内容の要旨および審査の結果要旨」作成のため、電子データも教学課へ提出してください。

※上記日程は予定であり、学年暦の変更等に伴い変更することがある。

学位授与判定等に関する日程表：論文博士

論文博士

「学位論文提出による博士の学位審査取扱規程」より抜粋

内 容		関 係 書 類		詳 細
1	専攻内受理判定審査書類の受付 第2条・第3条	☐ 学位論文 5部 ☐ 学位論文の概要（和文2,000字程度） 5部 ☐ 学会誌その他に発表した主要な論文の別冊又はその写し 5部 ☐ 学会誌等に発表した論文の目録 5部 ☐ 履歴書 5部 ☐ 研究歴 5部	任意ファイル 様式R-1 様式R-2 様式R-3 様式R-4	▶申請者>>> 論文指導教員に左記の書類を提出する。
2	専攻内受理判定 第6条第2項	上程（論文受理の可否の審議）するか否か（投票） 博士論文指導教員会議（D○合有資格者）>>> 構成員の3/4以上の出席を要し、無記名投票により行い、出席者の3/4以上の賛成をもって可とする。		▶専攻主任>>> 当該学位論文受理の可否の審議を環境情報学研究科委員会に上程するか否かについて決定し、環境情報学研究科長に報告する。
3	論文審査の申請 第7条	☐ 学位論文受理願	様式R-7	▶論文指導教員>>> 左記書類を作成し、専攻主任の捺印を得た上で、教学課に提出する。
4	論文審査委員会委員候補者の選出・指名 第9条・第10条	☐ 学位論文審査委員会委員候補者審議願	様式R-8	▶論文指導教員>>> 左記書類を作成し、専攻主任の承認を得た上で、教学課に提出する。
5	研究科委員会で審議	☐ 上記2種類の様式		▶博士後期課程研究科委員会>>> 「学位論文受理の可否について」審議し、その可否を決定する。また、学位論文審査委員会主査および委員を指名する。
6	外部審査委員の委嘱（学外に審査員を委嘱する場合）	☐ 学位論文審査委員会委員委嘱願	教学課書式	▶指導教員>>> 左記書類を作成し、専攻主任の承認を得た上で、教学課に提出する。
		☐ 学位論文審査委員会委員委嘱について（お願い）	教学課書式	▶教学課>>> 左記書類を作成し、委嘱先に送付する。
7	論文審査料払込 第8条	☐ 論文審査料振込用紙	会計担当所定書式	▶教学課>>> 申請者に論文審査料振込用紙を送付する。会計担当には入金予定を連絡。 ▶申請者>>> 審査料を振込。振込票の半券は学位請求書（様式R-9）の裏面に貼付。
8	学位請求書、学位論文等提出	☒ 学位請求書 1部 ☒ 学位論文 5部 ☒ 論文の要旨（和文2,000字程度）* 5部 （欧文 500語程度） 5部 ☒ 学会誌その他に発表した主要な論文の別冊又はその写し 5部	様式R-9 様式R-10 様式R-11	▶論文提出者>>> 左記書類について、教学課にて受付を済ませ、b～eの書類（学位論文は正副の押印済）を指導教員に提出。

— 次頁に続く —

論文博士

「学位論文提出による博士の学位審査取扱規程」より抜粋

内 容	関 係 書 類	詳 細
8 (続き) 学位請求書, 学位論文等提出 第 8 条	☐学会誌その他に発表した主要な論文の目録 5 部 ☐履歴書 1 部 ☐研究歴 1 部 ☐戸籍謄本、戸籍抄本又は本籍地（論文提出者が外国籍の場合は国籍）が記載された住民票の写し 1 部 ☐最終学校の卒業証明書 1 部 ☐論文審査料 1 部 ☐論文発表会の開催願書 1 部	なお、e について発表予定のものは、その確認の証明書を添付すること。 また、j については、振込票の半券を学位請求書（様式 R-9）の裏面に貼付すること。 様式 R-5 を作成する。 ▶ 教学課>>> 提出書類 a, f ~ j および c, e の写しを保管する。
9 論文発表会の開催計画・案内 開催の3週間前まで	☐論文発表会開催願 ☐博士学位論文発表会のご案内	▶ 論文指導教員>>> 左記書類に専攻主任の承認を得た上で、教学課へ提出。 ▶ 論文指導教員>>> 開催案内原稿を作成し、開催日の3週間以上前に教学課に提出する。 ▶ 教学課>>> 開催案内原稿と様式 R-1, R-4 を組み合わせて（A3 二つ折り）、開催日の3週間前までに学内公示および関係者に通知する。
10 論文発表会の開催 第 10 条の 2		▶ 論文指導教員>>> 司会者となる。
11 学位論文の審査と学力の確認 第 11 条		▶ 学位論文審査委員会>>> 審査期間は1年以内とし、学力確認は、口頭試問および筆答試問、外国語により行う。
12 専攻内審査（投票） 第 12 条	博士論文指導教員会議（D○合有資格者）>>> 構成員の3／4以上の出席を要し、無記名投票により行い、出席者の3／4以上の賛成をもって可とする（第6条第2項を準用）。	▶ 専攻主任>>> 学位論文審査委員会の審査結果に基づき博士論文指導教員会議に諮り議決を経て判定する。
13 論文審査の結果報告 第 13 条	☐学位論文審査及び学力確認結果報告書 1 部 ☐論文審査の結果の要旨および担当者（2,000 字以上）* 1 部 ☐学力確認結果の要旨（100 字以内） 1 部 ☐研究概要報告 1 部	▶ 学位論文審査委員会>>> 専攻内の議決を経て、主査・副査により左記書類を教学課に提出する。 ▶ 教学課>>> 研究科委員会開催通知と同時に判定資料を事前配付する。
14 学位授与判定 第 14 条	☐ 学位授与判定資料	▶ 研究科委員会>>> 学位授与の可否を決定する。
15 学位記の授与 第 15 条	☐学位記 ※学位記の日付は、研究科委員会で議決された日となる。 ☐博士学位論文の公表方法に関する同意書の提出	▶ 学生>>> 学位授与式までに、論文の電子データ (PDF) を提出する。

*「博士学位 内容の要旨および審査の結果要旨」作成のため、電子データも教学課へ提出してください。

